

第75回

定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時	2017年6月28日(水曜日) 午前10時 受付開始予定：午前9時
場所	シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐 ^{だいご} 」 東京都港区白金台一丁目1番50号

目次

■ 招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件	5
第3号議案 監査等委員でない取締役に対する 賞与支給の件	13
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する 対応策の更新の件	14
[招集ご通知添付書類]	
■ 事業報告	24
■ 連結計算書類	55
■ 計算書類	59
■ 監査報告書	62
■ ご参考	
特集：長期ビジョン「Epson 25」実現に向けた 取り組みの進捗	65
トピックス	69
会社概要・株主メモ	70

セイコーエプソン株式会社



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<http://srdp.jp/6724/>



経営理念

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を発揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた、なくてはならない会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

EXCEED YOUR VISION

私たちエプソン社員は、
常に自らの常識やビジョンを超えて挑戦し、
お客様に驚きや感動をもたらす
成果を生み出します。



株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

ここに招集ご通知をお届けし、株主総会の議案および
事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧ください
ますよう、お願い申し上げます。

エプソンは、昨年6月の定時株主総会における株主のみ
なさまのご承認のもと、監査等委員会設置会社に移行し、
この1年間、取締役会の監督機能のさらなる向上、審議の
一層の充実および経営の意思決定の迅速化を図り、コーポ
レートガバナンスの充実・強化に取り組んでまいりました。

また、本年4月1日付で、経営理念の一部を改定いたし
ました。従来の経営理念に「なくてはならない会社」と
いう言葉を加え、長期ビジョン「Epson 25」を通じた会
社としてのありたい姿をステークホルダーのみなさまへ明
確にお示しいたしました。社員は今まで以上に高い志を持
ち、お客様へ真の新しい価値を提供し、より良い社会の実
現に中心的な役割を果たしてまいります。

今後もエプソンは、社会にとって「なくてはならない会
社」の実現に向け、持続的な成長と中長期的な企業価値
向上を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、一層のご支援を賜り
ますようお願い申し上げます。

2017年5月

代表取締役社長

碓井 稔



株 主 各 位

証券コード 6724
2017年5月29日

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
セイコーエプソン株式会社
代表取締役社長 碓井 稔

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、3頁のご案内に従って、2017年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時	2017年6月28日（水曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都港区白金台一丁目1番50号 シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」
3. 目的事項	報告事項 1. 第75期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件 第3号議案 監査等委員でない取締役に対する賞与支給の件 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新の件

議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定:午前9時)

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出ください。



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【2017年6月27日(火)午後5時到着分まで有効】

議決権の行使につき、賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(右欄をご参照ください)

【2017年6月27日(火)午後5時受付分まで有効】

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる開示に関するご案内

当社ウェブサイト <http://www.epson.jp/IR/>

1. 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表が含まれております。

2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使方法

議決権行使サイト <http://www.evote.jp/>

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙右片に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止いたします。)

ご注意事項



パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。



携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読み取り機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 受付時間 9:00~21:00(通話料無料)

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以上

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、当社の配当方針を踏まえ、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。中間配当金として1株につき30円をお支払いしておりますので、年間配当金は60円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金30円 総額10,572,093,630円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2017年6月29日

(ご参考)

◆ 当社の配当方針について

当社は、お客様価値の創造を通じて持続的な事業成長を実現し、収益性の向上と経営資源の効率化などにより安定的な資金創出に努め、成長戦略に基づく投資を最優先に行ったうえで、経営環境の変化などに耐え得る強固な財務構造の構築と積極的な利益還元と並行して取り組むことを配当政策の基本方針としています。

この方針にしたがい、当社の本業による利益を示す事業利益から法定実効税率相当額を控除した利益に基づき、中期的には連結配当性向40%程度を目標としたうえで、株価水準や資金の状況などを総合的に勘案し、必要に応じて機動的に自己株式の取得を行い、より積極的な株主還元を図っていきます。

注. 事業利益とは、国際会計基準（IFRS）の適用にあたり、当社が独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

◆ 自己株式の取得について

当社は、資本効率の適正化および株主還元のさらなる強化の観点から、2016年5月から6月にかけて99億円（取得価額の総額（上限）：100億円）の自己株式の取得を実施しました。

第2号議案

監査等委員でない取締役7名選任の件

監査等委員でない取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会における審議を経て決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外取締役の独立性判断基準（内容は12頁に記載）」に準拠しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	うす い みのる 碓井 稔	再任	代表取締役社長	13回／13回 (100%)
2	いのうえ しげ き 井上 茂樹	再任	代表取締役 専務執行役員 ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当 兼 ウェアラブル機器事業部長 兼 経営企画本部長	13回／13回 (100%)
3	く ぼ た こういち 久保田 孝一	再任	取締役 常務執行役員 プリンティングソリューションズ事業部長	13回／13回 (100%)
4	かわ な まさゆき 川名 政幸	再任	取締役 執行役員 人事本部長 兼 CSR推進室長	13回／13回 (100%)
5	せ き たつあき 瀬木 達明	再任	取締役 執行役員 コンプライアンス担当役員 経営管理本部長	10回／10回 (100%)
6	おおみや ひであき 大宮 英明	再任	社外 独立 役員	13回／13回 (100%)
7	まつなが ま り 松永 真理	再任	社外 独立 役員	9回／10回 (90.0%)

1

う す い
碓井
みのる
稔

(1955年4月22日生)

再任



所有する当社の株式数

156,500 株

取締役会への出席状況

13 回／13 回
(100%)

略歴、地位および担当

1979年11月 信州精工株式会社（現当社）入社
2002年6月 当社取締役
2007年10月 当社常務取締役
2008年6月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 代表理事 会長

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、代表取締役社長として、経営理念等の具現化に向けて、長期ビジョンEpson 25を制定するとともに会社の機関設計の変更などを主導してまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた強いリーダーシップを発揮することが期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2

い の う え
井上
し げ き
茂樹

(1955年10月10日生)

再任



所有する当社の株式数

19,400 株

取締役会への出席状況

13 回／13 回
(100%)

略歴、地位および担当

1979年4月 当社入社
2012年6月 当社取締役
2014年6月 当社常務取締役
2015年12月 当社ウェアラブル機器事業部長（現任）
2016年4月 当社経営企画本部長（現任）
2016年6月 当社代表取締役（現任）・同専務執行役員（現任）
2017年4月 当社ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、全社経営戦略の策定を先導し、経営計画の策定および計画実現に向けたマネジメントサイクルを確立することで、グループマネジメントの強化に貢献してまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での的確な経営判断と業務執行に対する監督が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3

く ぼ た
久保田こ う い ち
孝一

(1959年 4月 3日生)

再任



所有する当社の株式数

25,400 株

取締役会への出席状況

13 回／13 回
(100%)

略歴、地位および担当

1983年 4月 エプソン株式会社（現当社）入社
 2012年 6月 当社取締役（現任）
 2013年 6月 当社プリンター事業部長
 2015年 6月 当社常務取締役
 2016年 4月 当社経営企画本部副本部長（営業企画、ブランド・コミュニケーション担当）
 2016年 6月 当社常務執行役員（現任）
 2017年 4月 当社プリンティングソリューションズ事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、情報関連機器事業において海外営業を中心とした豊富な業務経験と実績を有し、プリンター事業部長としてビジネスモデルの変革や内部統制強化に向けた取り組みを主導してまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での的確な経営判断と業務執行に対する監督が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注。同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

4

か わ な
川名ま さ ゆ き
政幸

(1964年 7月27日生)

再任



所有する当社の株式数

7,300 株

取締役会への出席状況

13 回／13 回
(100%)

略歴、地位および担当

1988年 4月 セイコーエプソン生活協同組合入社
 1999年 3月 当社入社
 2008年10月 当社人事部長
 2014年 6月 当社取締役（現任）・同人事本部長（現任）
 2015年 6月 オリエント時計株式会社 代表取締役社長
 2016年 6月 当社執行役員（現任）
 2016年10月 当社CSR推進室長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、人事を中心とした豊富な業務経験と実績を有し、人事制度の改革などにより、競争力強化・向上に多大な貢献を果たしてまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での的確な経営判断と業務執行に対する監督が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注。同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

5

せ き
瀬木た つ あ き
達明

(1960年12月26日生)

再任



所有する当社の株式数

1,100 株

取締役会への出席状況

10 回／10 回
(100%)

略歴、地位および担当

1983年 4月 エプソン株式会社（現当社）入社
2005年11月 当社BS事業管理部長
2014年10月 当社財務経理部長
2015年10月 当社経営管理本部副本部長（財務経理担当）
2016年 6月 当社取締役（現任）・同執行役員（現任）・同コンプライアンス担当役員（現任）・同経営管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、財務経理および事業管理に関する豊富な業務経験と実績を有し、経営管理本部長として全社の経営管理の仕組みの変革に取り組むなど、高い視点で新たな取り組みを意欲的に主導してまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での的確な経営判断と業務執行に対する監督が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注．同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数

4,300 株

取締役会への出席状況

13 回／13 回
(100%)

略歴、地位および担当

2007年 4月 三菱重工業株式会社 取締役・副社長執行役員
2008年 4月 同社取締役社長
2013年 4月 同社取締役会長（現任）
2014年 6月 当社社外取締役（現任）
2016年 6月 三菱商事株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

三菱重工業株式会社 取締役会長
三菱商事株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、三菱重工業株式会社の取締役会長であり、経営者・技術者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社社外取締役として、グローバルかつ重工業という別業種の企業経営に精通した経営者の観点から、経営全般にわたる課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督いただいております。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

独立性について

同氏は、三菱重工業株式会社の業務執行者でありました。最近3年間において、当社と当社との間には、半導体製造装置の売買等の取引関係がありますが、その取引額は当社と当社の連結売上高の0.1%未満と僅少であり、当社は社外取締役の独立性判断基準に定める主要な取引先には該当しません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定です。

7

まつなが
松永

まり
真理

(1954年11月13日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数

1,100 株

取締役会への出席状況

9 回 / 10 回
(90.0%)

略歴、地位および担当

1977年 4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社
1986年 7月 同社「就職ジャーナル」編集長
1988年 7月 同社「とらばーゆ」編集長
1997年 7月 NTT移動通信網株式会社（現株式会社NTTドコモ）ゲートウェイビジネス部企画室長
2000年 4月 株式会社松永真理事務所 取締役社長
2012年 6月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2012年 6月 テルモ株式会社 社外取締役（現任）
2014年 6月 ロート製薬株式会社 社外取締役（現任）
2016年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役
テルモ株式会社 社外取締役
ロート製薬株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、新規ビジネスモデルの構築等の実績および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社社外取締役として、ダイバーシティや社員の働く環境などの観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督いただいております。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

独立性について

最近3年間に於いて、当社は同氏に講演を依頼しましたが、その講演料は50万円未満であり、社外取締役の独立性判断基準に定める多額の金銭には該当しません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

- 注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定です。
注3. 同氏の戸籍上の氏名は青木真理であります。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の選任については、監査等委員である社外取締役3名を含む社外取締役全員および代表取締役社長、人事担当役員を構成員とし、また社外取締役が過半数を占める「取締役選考審議会」において、当社取締役会および取締役ににかかる基本的な枠組み・考え方や候補者選定の方針および具体案等を確認し、監査等委員である社外取締役が出席して意見を述べるとともに、監査等委員会においてその内容を共有し、協議いたしました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任について、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論にいたりました。

(ご参考)

◆ 取締役候補者の指名にあたっての方針と手続き

株主総会に付議する取締役候補者の指名にあたっては、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会における公正、透明かつ厳格な審査および答申を経た上で、取締役会で決定することとしております。

方針：

- ① 当社の役員は、無私の心・高い倫理観・清廉さを有する者でなければならない。
- ② 当社の社外取締役は、その独立性を担保するため、取締役会が定めた「社外取締役の独立性判断基準（内容は12頁に記載）」を満たす者でなければならない。

注. 当社は、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員等の選考および報酬に関して、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会および取締役報酬審議会をそれぞれ設置しております。いずれの審議会とも、社外取締役が過半数を占め、ほかに代表取締役社長および人事担当役員で構成されております。また、常勤の監査等委員である取締役はオブザーバーとして出席することが可能となっております。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、以下に掲げる基準を定める。

1. 以下のいずれにも該当しない場合、当社に対する独立性を有しているものと判断する。
 - (1) 当社を主要な取引先とする者（注1）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者（注2）だった者
 - (2) 当社の主要な取引先である者（注3）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者だった者
 - (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間に於いて当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
 - (4) 当社の大株主（注5）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者もしくは監査役だった者
 - (5) 当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
 - (6) 当社の主要な借入先である者（注6）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者だった者
 - (7) 最近5年間に於いて、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
 - (8) 最近5年間に於いて、当社の主幹事証券会社に所属していた者
 - (9) 当社から多額の寄付（注7）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間に於いて当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
 - (10) 当社との間で、社外役員の相互就任（注8）の関係が生じる会社の出身者
 - (11) 上記(1)～(9)に該当する者の配偶者または2親等以内の親族
2. 前項のいずれかに該当する場合であっても、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ当該人物の人格、見識、経験等に照らして当社の社外取締役としてふさわしいと考える人材については、その理由を説明および開示したうえで社外取締役として選任することができる。

（注）

- 1：「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高（連結売上収益）の2%以上の支払を当社から受けた者（主に仕入先）をいう
- 2：「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
- 3：「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上収益の2%以上の支払を当社に行った者（主に販売先）をいう
- 4：「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう
- 5：「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 6：「主要な借入先」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう
- 7：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
- 8：「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎え入れることをいう

以上

第3号議案

監査等委員でない取締役に対する賞与支給の件

取締役賞与につきましては、当期末時点の監査等委員でない取締役8名のうち、社外取締役を除く6名に対し、月額報酬額に当期の業績を勘案した支給月数を乗じて算出した総額97,880,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、支給対象者および総額は、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬審議会における審議を経て決定しております。

各取締役に対する支給金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の報酬等については、監査等委員である社外取締役3名を含む社外取締役全員および代表取締役社長、人事担当役員を構成員とし、また社外取締役が過半数を占める「取締役報酬審議会」において、取締役報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法および監査等委員でない取締役に対する賞与支給案等を確認し、監査等委員である社外取締役が出席して意見を述べるとともに、監査等委員会においてその内容を共有し、協議いたしました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役に対する賞与支給（社外取締役を除く）について、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論にいたしました。

（ご参考）

◆ 役員報酬の決定にあたっての方針と手続き

役員報酬の決定にあたっては、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬審議会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、株主総会、取締役会または監査等委員会で決定することとしております。

方針：

（業務執行を担当する役員の報酬）

- ① 短期および中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること
- ② 社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること
- ③ 在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうよう、期間業績に対応した処遇であること

（業務執行を担当しない役員の報酬）

- ① 経営全般の監督機能等を適切に発揮できるよう、独立性を担保できる報酬構成であること
- ② 社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること

第4号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新の件

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2014年6月24日開催の当社第72回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下、当該更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策を「現行プラン」といいます。）。

現行プランの有効期間は、本総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益および企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について、継続的かつ多面的な検討を進めてまいりました。

その結果、当社は、現行プランを一部変更したうえで更新することにより（以下、当該更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、長期ビジョン「Epson 25」の実現に向け、経営資源を分散させることなく、全社一丸となって戦略を推進すること、および当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とする手段を保有することが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断いたしました。

つきましては、株主の皆様にも本プランのご承認をお願いしたいと存じます。

なお、現行プランを変更する趣旨は、この対応策が株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことを一層明確にするなど、その適正性および客観性をさらに担保するものです。その主な内容は次のとおりであります。

- ① 特別委員会の判断の客観性をより担保するために、特別委員会の構成について、社外有識者の選任も可能とされていたところを、独立性の高い社外取締役のみからの選任とする。
- ② 新株予約権の無償割当ての対象となる買付等の類型を一部削除し、発動要件を限定する。
- ③ 経営陣の恣意的な運用を排除するために、特別委員会による勧告の取り扱いについて、取締役会は、勧告を最大限尊重して意思決定を行うとされていたところを、取締役会は、勧告に従い意思決定を行う（ただし、取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合を除く。）とする。
- ④ 買付者等による買収意向表明後の各プロセスにおいて要する期間を特定し、明確にする。
- ⑤ 非適格者から新株予約権を取得する場合、金銭等の経済的利益の交付を行わないことを明確にする。
- ⑥ その他、表現の修正等、軽微な修正を行う。

1. 本プランの目的

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、本議案において「基本方針」といいます。詳細は後記添付書類53頁から54頁をご参照ください。）に沿って、当社株式の大量取得行為に対する一定の枠組みを定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。当社は、2008年の当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入以降、現行プランの有効期間までを通じて、2015年までに当社が目指す姿を定めた前長期ビジョンSE15の実現に取り組んでまいりました。SE15で定めた方針の下、経営資源を集中し、一貫した施策に取り組んだ結果、安定的かつ継続的なキャッシュ創出力を構築するとともに、業績を大幅に回復することができました。

また、2014年の前回更新以降、厳しい事業環境のなかにおいても、堅調な業績を達成し、株主還元の充実を図るとともに、一層の飛躍に向けた施策を確実に推進してまいりました。

さらに、当社は、監査等委員会設置会社への移行や取締役会の員数の3分の1以上を独立社外取締役とするなど、当社の企業価値の維持・向上を担保するためのコーポレートガバナンスの充実・強化にも継続的に取り組んでまいりました。

これらの成果から、一連の「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の導入・更新が、当社の企業価値の維持・

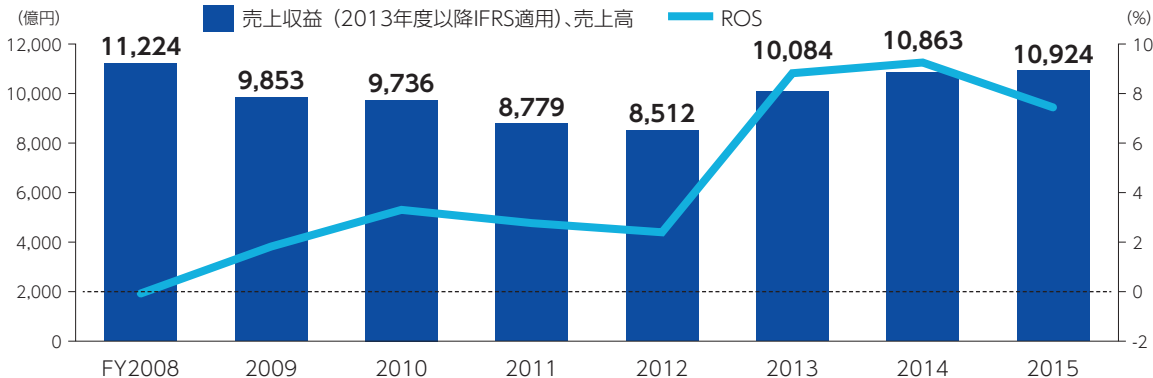
向上に一定の有効的な役割を果たしてきたものと考えております。

現在、当社は、2016年3月に次なる成長を目指す新たな長期ビジョン「Epson 25」を定め、その実現に向け全社一丸となって戦略を推進している過程にあります。当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるためには、当社ならではのお客様価値を創造し、社会に貢献することで、世界の人々から信頼される、「なくてはならない会社」でありたいという信念のもと、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、かつ「Epson 25」の実現に向けた強い意志を有する経営陣が先頭に立ち、全社一丸となって戦略を推進し、成果を確実に顕在化させていくことが不可欠であると考えております。

基本方針に記載のとおり、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものです。さらに、当社は、当社株式のいかなる買付提案に対しても、株主の皆様に対して、「Epson 25」の戦略的優位性、およびその実現に向けた強い意志をもって推進する現経営陣の優位性につき自信をもってご説明できると考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為のなかには、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することにならないものも存在します。このような不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されること

＜ご参考：前長期ビジョンSE15の振り返り＞



で、経営資源が分散させられ、全社一丸となった戦略の遂行に混乱が生じる可能性がある以上、これを抑止するための取り組みの一環として、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉を行うことなどを可能とする手段が必要であると考えております。

他方、現行の公開買付け制度の下では、市場内での買集め行為は規制対象とはならないことから、市場内での濫用的な買集め行為には対応できないこと、また、公開買付け制度が適用される場合であっても、公開買付け開始前における情報提供がなされず、公開買付け開始の公告から10営業日以内に当社が意見表明報告書の提出を義務付けられている結果、株主の皆様に対して十分な情報開示が行われず、公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないことなどの制約があることから、当社株式の大量取得行為に対して有効に機能するとはいえない場合があると考えております。

以上の点から、当社は、本プランにより、「Epson 25」の実現に向け、経営資源を分散させることなく、全社一丸となって戦略を推進すること、および当社株式に対する大量買付が行われた際に、株主の皆様に対する十分な情報提供と検討期間を確保することなどが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断し、本総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件に、現行プランを一部変更した本プランに更新することを決定いたしました。

なお、当社は、自らの保身を図ろうとする経営陣の選任を防止するため、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会を設置するとともに、「コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役候補者の指名にあたっては、「無私の心・高い倫理観・清廉さを有する者」であることを条件としております。また監査等委員でない取締役の選任について、監査等委員会が株主総会における意見陳述権を有する監査等委員会設置会社へ移行したことにより、取締役の選任に関してより客観性の高い判断を行うことが可能な仕組みを構築しております。さらに、当社は、本プランの更新に際し、本プランの運用に関して実質的な判断を行う特別委員会の構成員は社外取締役に限ることと

するなど、現行プランを一部変更することで、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではないことを明確にし、その適正性、透明性をより一層高めております。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 手続きの設定

本プランは、当社の株式等に対する買付その他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為もしくはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記1.の目的を実現するために必要な手続きを定めております（詳細については下記「(2)本プランに係る手続き」をご参照ください。）。

② 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく当社株式等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記「(3)本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）」をご参照ください。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記「(4)本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

③ 特別委員会の設置・利用等

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しま

す。特別委員会の委員は3名以上とし、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役のみから構成されます（社外取締役が具備すべき独立性の要件は、本参考書類12頁「社外取締役の独立性判断基準」のとおりであり、本プランへの更新時に就任が予定されている特別委員会の委員の略歴は、本参考書類23頁「特別委員会の委員の氏名および略歴」のとおりです。）。

また、本新株予約権の無償割当ての実施に際して特別委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会がかかる株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続きの過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

なお、特別委員会が本プランの運用における実質的な判断を行うことができるよう、当社取締役会は特別委員を定期的（原則として3カ月に1回）に招集し、当社の経営状況等の情報提供を適時に行うこととしております。

（2）本プランに係る手続き

① 対象となる買付等

本プランは、以下ア。またはイ。に該当する買付等（以下「大量取得行為」といいます。）がなされる場合に適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続きに従っていただくこととします。

ア。当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付等

イ。当社が発行者である株式等について、買付等を行う者の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる買付等

② 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する買付等の概要、および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を当社の定める書式により日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社株主の皆様の判断および特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下

「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者等に交付いたします。リストの交付を受けた買付者等は、当社取締役会に対して、当該リストに従い、本必要情報を日本語で記載した書面により提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提出された意向表明書および本必要情報を速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、これを受けて買付者等から提出された本必要情報の内容が当社株主の皆様の判断および特別委員会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。また、意向表明書受領日から起算して60日を買付者等が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって特別委員会による検討作業（下記③イ。）を行うものとします。

なお、買付等の内容および態様にかかわらず、下記の各号に定める情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

記

ア。買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

イ。買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

ウ。買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシ

ナジーの内容、およびそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)

エ. 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)

オ. 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

カ. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
キ. 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策

ク. その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

また、情報提供期間中であっても、特別委員会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会はその旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日(ただし、情報提供完了通知が行われた時点で当社取締役会が下記③ア.の情報提供の要求を特別委員会から受けていた場合は当社取締役会による情報提供が完了した日とします。)または情報提供期間が満了する日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
ア. 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から本必要情報および特別委員会から追加的に提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等、ならびに当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価、代替案等の検討(必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。)等に必要な時間を考慮して適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)、その根拠資料、代替案(もしあれば)その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあり

ます。なお、取締役会からの情報・資料等の提供については、上記情報提供期間内にて行われるものとします(ただし、特別委員会からの要求に基づき、下記イ.の特別委員会検討期間中においても取締役会から情報・資料等の提供が行われることがあります)。

イ. 特別委員会による検討作業

特別委員会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、最長60日(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付の場合)または最長90日(それ以外の場合)の検討期間(以下「特別委員会検討期間」といいます。)を設定します。特別委員会は、特別委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、直接または当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

ウ. 株主および投資家の皆様に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から意向表明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実および本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主および投資家の皆様に対する情報開示を行います。

④ 特別委員会における判断

特別委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記ア、またはイ、に従った勧告等を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告または決議の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主および投資家の皆様に対する情報開示を行います。

ア、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合で、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記「(4)本新株予約権の無償割当ての概要⑥」において定義されます。以下同じとします。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

イ、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合
特別委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断したときは、例外的措置として、本新株予約権の

無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、(i)当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または(ii)当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「(3)本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合には、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

また、特別委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

⑤ 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が独立性の高い社外取締役のみから構成されていることに鑑み、特別委員会の上記勧告に従い（ただし、当該勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合を除きます。）、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとします。一方、当該株主総会において本新株予約

権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主および投資家の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）

当社は、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記「(2)本プランに係る手続き⑤」に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記「(2)本プランに係る手続き④」のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることになります。

記

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ア. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行う行為（いわゆるグリーンメーラー）
 - イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ウ. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面向けしていない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付等を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ③ 前各号のほか、以下のいずれも満たす買付等である場合
 - ア. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - イ. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

- ① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。
- ② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- ③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式（「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）の規定の適用がある同法第128条第 1 項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 カ月間から 3 カ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記⑨イ. の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使すること

ができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記⑨イ. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

- ア. 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- イ. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものと、その後も同様とします。ただし、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。
- ウ. 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得事由を含め、本新株予約権の取得に関する事項を定める場合があります。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、および（修正または変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの内容は、上記2.に記載のとおりですが、（Ⅰ）本プランの更新時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響、ならびに（Ⅱ）本プランに関する当社取締役会の判断および理由はそれぞれ次のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

（Ⅰ）本プランの更新時および本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

ア. 本プランへの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

イ. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議

を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他株主の皆様に必要な手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることになります。ただし、当社は、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社取締役会は、上記「2.（2）本プランに係る手続き④」に記載した特別委員会の勧告に従い（ただし、当該勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合を除きます。）、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

（Ⅱ）本プランに関する当社取締役会の判断および理由

本プランは、その適正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。その詳細につきましては、後記添付書類54頁をご参照ください。

特別委員会の委員の氏名および略歴

本総会終結後の取締役会において選任予定の特別委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

全ての委員は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、各委員と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

【氏名】大宮 英明（おおみや ひであき）

【氏名】松永 真理（まつなが まり）

※大宮氏および松永氏の略歴につきましては、本参考書類9頁および10頁をご参照ください。

【氏名】奈良 道博（なら みちひろ）

【略歴】

1974年 4月 弁護士登録
2006年 4月 日本弁護士連合会副会長
2006年 4月 第一東京弁護士会会長
2011年 3月 法務省法制審議会委員
2013年 6月 当社社外監査役
2014年 6月 王子ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2015年 6月 日本特殊塗料株式会社 社外取締役（現任）
2016年 6月 蝶理株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）
2016年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

【氏名】椿 愼美（つばき ちかみ）

【略歴】

1970年 4月 荏原インフィルコ株式会社（現株式会社荏原製作所）入社
1975年 5月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
1979年 3月 公認会計士登録
1999年 7月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員
2004年 7月 日本公認会計士協会 常務理事
2013年 6月 NKSJホールディングス株式会社（現SOMPOホールディングス株式会社）社外監査役（現任）
2014年 6月 平和不動産株式会社 社外監査役（現任）
2016年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

【氏名】白井 芳夫（しらい よしお）

【略歴】

2001年 6月 トヨタ自動車株式会社 取締役
2003年 6月 同社常務役員
2005年 6月 同社専務取締役
2007年 6月 日野自動車株式会社 取締役副社長
2008年 6月 同社取締役社長
2013年 6月 同社相談役（現任）
2013年 6月 豊田通商株式会社 取締役副会長
2015年 6月 同社顧問（現任）
2016年 6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

以上

1. エプソングループの現況に関する事項

1.1 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、景気は総じて緩やかな回復基調が続きました。地域別に見ますと、米国では個人消費の増加や雇用環境の改善を背景に回復が続きましたが、中南米においては減速傾向が続きました。欧州においては失業率の低下を背景に緩やかに回復し、中国では持ち直しの動きがみられました。日本は、企業の収益改善および個人消費の持ち直しや雇用環境改善により緩やかな回復基調が続きました。

このような状況のなか、当社および当社の関係会社（以下「エプソン」という。）の主要市場の動向につきましては、以下のとおりとなりました。

エプソンの主要市場の動向

インクジェットプリンター	日本でのコンシューマー向け市場の縮小が継続したほか、北米・西欧でもインクジェットプリンターの需要が縮小。一方、他社の参入による認知度向上効果もあり、大容量インクタンクモデルに対する需要は堅調に拡大。
大判インクジェットプリンター	中国・南米では景気減速の影響により需要は低調。北米・日本における需要は堅調に推移。
シリアルインパクトドットマトリクスプリンター (SIDM)	上期に中国の税制変更による徴税市場での特需があったが、米州・欧州では需要の縮小が継続。
プロジェクター	欧州での大型スポーツイベントにより需要が増加したが、南米での景気減速影響による需要の低迷のほか、北米リテール市場および欧州一部主要国における教育関係市場で需要が低迷したことから、プロジェクターの需要は上期では低調に推移。下期では若干回復の兆しが見られた。
電子デバイス製品	電子デバイス製品の主要なアプリケーションの市場では、携帯電話の需要は従来型の減速が続いた一方、スマートフォンの需要は中国を中心とした新興国メーカーが成長したことで堅調に推移。デジタルカメラ市場の需要は低調。
ウォッチ	ウォッチは日本でのインバウンド需要の減速および中国・北米の需要減。ウォッチムーブメントは市況悪化により需要が大幅に低下。
産業用ロボット	米州・中国で需要が堅調に推移し、日本でも自動車産業向けの需要が堅調に推移。

売上収益 1兆248億円 前期比 6.2%減

事業利益 658億円 前期比 22.5%減

営業利益 678億円 前期比 27.8%減

当期利益 484億円 前期比 5.1%増

注. 事業利益とは、国際会計基準 (IFRS) の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

当連結会計年度の平均為替レート ミドル 108.38円 (前期比 10%の円高) ユーロ 118.79円 (前期比 10%の円高)

米ドル、ユーロ以外の為替レートも円高で推移し、特に人民元、英ポンド、一部の中南米通貨については景気減速などの影響により、米ドルやユーロを超える円高で推移しました。

(2) セグメント区分別の概況

プリンティングソリューションズ事業セグメント

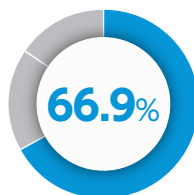
売上収益

6,866 億円 (前期比 **6.8%** 減) 

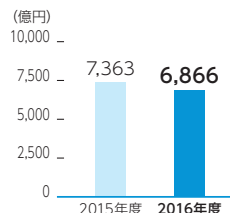
セグメント利益

841 億円 (前期比 **19.7%** 減) 

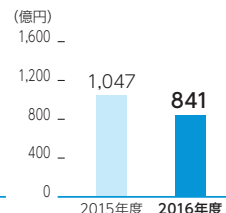
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、独自のマイクロピエゾ技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ プリンター事業

インクジェットプリンター、シリアルインパクトドットマトリクスプリンター (SIDM)、ページプリンター、カラーイメージスキャナーおよびこれらの消耗品、オフィス製紙機など

○ プロフェッショナルプリンティング事業

大判インクジェットプリンター、産業用インクジェット印刷機、POSシステム関連製品、ラベルプリンターおよびこれらの消耗品など

○ その他

PCなど

プリンター事業の売上収益は減少となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

インクジェットプリンターは、大容量インクタンクモデルが他社参入による市場認知度向上効果もあり、大幅に販売数量が増加したことで売上の拡大が継続しました。一方、インクカートリッジモデルが市場規模縮小のなかで家庭向けを中心に販売数量が減少したことおよび為替影響により減収となり、全体では売上減少となりました。また消耗品は、販売数量が減少したものの、単価の高いオフィス向け消耗品の比率が高まり、商品構成の改善が進んでいますが、為替による減収影響により売上減少となりました。

ページプリンターは、高付加価値製品中心へ販売を絞り込んだことにより、本体販売の減少に加えて消耗品販売も落ち込んだ結果、売上減少となりました。

SIDMは、上期に中国の徴税市場での特需がありましたが、為替による減収影響により売上減少となりました。

プロフェッショナルプリンティング事業の売上収益は減少となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

大判インクジェットプリンターは、成長市場であるサインage分野では新製品が好調だったことに加え、

テキスタイル分野でも需要の高まりから堅調に推移し売上が拡大しましたが、既存市場であるフォト・グラフィックス分野で販売数量減少となり、全体では為替による減収影響もあり売上減少となりました。また消耗品についても、本体の販売数量減少、為替による減収影響により売上減少となりました。

POSシステム関連製品は、欧州で低価格モデルが堅調に推移したものの、前期のような日本・北米での大型案件が発生しなかったことによる販売数量減少および中国での販売数量減少、為替による減収影響もあり、売上減少となりました。

プリンティングソリューションズ事業セグメントのセグメント利益につきましては、インクジェットプリンターの大容量インクタンクモデルの売上増加により利益増加となりましたが、大判インクジェットプリンターの売上減少、中期的な成長のための投資と費用の戦略的な投下および為替影響などにより減益となりました。

以上の結果、プリンティングソリューションズ事業セグメントの売上収益は6,866億円 (前期比6.8%減)、セグメント利益は841億円 (同19.7%減) となりました。

ご参考

主要商品のご紹介

○独自のマイクロピエゾ技術を磨き上げ、より高生産性領域へ飛躍します。また、高い環境性能と、循環型の印刷環境をお客様へ提供します。



カラリオ・プリンター
[EP-879AVJ]



大容量インクタンクプリンター
[EW-M770TJ]



高速ラインインクジェット複合機
WorkForce Enterprise
[LX-10000Fシリーズ]



インクジェット複合機
[PX-M7070FXJ]



オフィス製紙機
PaperLab [A-8000J]



シリアルインパクト
ドットマトリクスプリンター
[PLQ-30SJ]



インクジェットラベルプリンター
ColorWorks [TM-C7500J]



大判インクジェットプリンター
SureColor [SC-P20050XJ]



インクジェットデジタルラベル印刷機
SurePress [L-6034VWJ]



インクジェットデジタル捺染印刷機
Monna Lisa EVO TRE

ビジュアルコミュニケーション事業セグメント

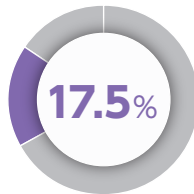
売上収益構成比

売上収益

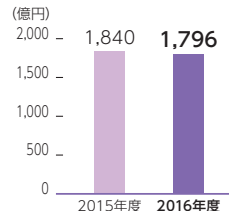
1,796 億円 (前期比 2.4% 減) ▼

セグメント利益

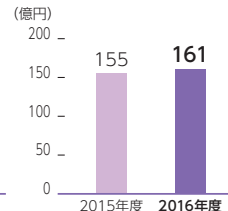
161 億円 (前期比 3.5% 増) ▲



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、独自のマイクロディスプレイ技術やプロジェクション技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ビジュアルコミュニケーション事業

液晶プロジェクター、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネル、スマートアイウェアなど

ビジュアルコミュニケーション事業の売上収益は減少となりました。

液晶プロジェクターは、欧州一部主要国での教育市場縮小および北米・南米での市場縮小が継続するなか、欧州での大型スポーツイベントにともなう中普及価格帯モデルの需要増加、アジア地域での拡販および高光束分野での新製品販売開始にともなう販売数量増加により売上増加となりましたが、為替による減収影響により、全体では売上減少となりました。

ビジュアルコミュニケーション事業セグメントのセグメント利益につきましては、為替による減益影響がありましたが、販売数量増加や高光束分野拡大による商品構成の改善が進んだことにより増益となりました。

以上の結果、ビジュアルコミュニケーション事業セグメントの売上収益は1,796億円（前期比2.4%減）、セグメント利益は161億円（同3.5%増）となりました。

ご参考

主要商品のご紹介

○独自のマイクロディスプレイ技術とプロジェクション技術を極め、ビジネスと生活のあらゆる場面で感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーション環境を創造し続けます。



ビジネスプロジェクター
モバイルモデル [EB-1795F]



ビジネスプロジェクター
多機能パワーモデル [EB-2265U]



ビジネスプロジェクター
常設モデル [EB-5530U]



インタラクティブプロジェクター
[EB-1460UT]



スマートグラス
MOVERIO [BT-300]



レーザー光源ビジネスプロジェクター
[EB-L25000U] ※



レーザー光源ホームプロジェクター
[EH-LS10500]



ホームプロジェクター
[EH-TW8300W]

※ 新開発のレーザー光源搭載により、エプソンとして最高の明るさとなる25,000lm (ルーメン) を実現。

ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメント

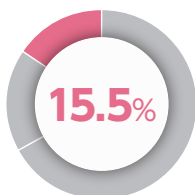
売上収益

1,585 億円 (前期比 **7.0%** 減) ▼

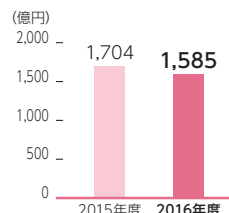
セグメント利益

78 億円 (前期比 **20.4%** 減) ▼

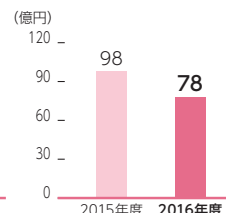
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、創業から培ってきた超微細・超精密加工技術、高密度実装技術、低消費電力技術や高精度のセンシング技術、高度な精密メカトロニクス技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ウェアラブル機器事業

- 時計 (ウォッチ、ウォッチムーブメントなど)
- センシング機器

○ロボティクスソリューションズ事業

- 産業用ロボット、ICハンドラーなど

○マイクロデバイス事業他

- 水晶デバイス (水晶振動子、水晶発振器、水晶センサーなど)
- 半導体 (CMOS LSIなど)
- 金属粉末 ● 表面処理加工

ウェアラブル機器事業の売上収益は、ウォッチでの国内市場向けにおいて新製品を発売したことによる平均販売単価上昇効果がありましたが、インバウンド需要の減速および海外市場向けが低調に推移したことにより数量が減少となったことに加え、ウォッチムーブメントでの市況悪化の影響、為替による減収影響により、全体では売上減少となりました。

ロボティクスソリューションズ事業の売上収益は増加となりました。為替による減収影響がありましたが、産業用ロボットが中国を中心としたロボット需要を取り込み、売上増加となったことに加え、ICハンドラーが中国でのスマートフォン向けの販売が好調だったことにより売上増加となりました。

マイクロデバイス事業の売上収益は減少となりました。水晶デバイスは、携帯電話などのパーソナル機器向けの数量減および為替による減収影響により売上

減少となりました。半導体は、車載用大口顧客向けの数量減少および為替による減収影響がありましたが、ファンドリー需要の増加による販売数量の増加により、売上増加となりました。

表面処理加工事業は新規顧客開拓の進展があり、また金属粉末事業はモバイル機器向け高機能材料粉末が堅調に推移しましたが、為替の減収影響により売上減少となりました。

ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメントのセグメント利益につきましては、マイクロデバイス事業、ウェアラブル機器事業の売上減少により減益となりました。

以上の結果、ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメントの売上収益は1,585億円 (前期比7.0%減)、セグメント利益は78億円 (同20.4%減) となりました。

その他 (グループ向けサービス業など)

その他の売上収益は15億円 (前期比7.4%増)、セグメント損失は4億円 (前期は5億円のセグメント損失) となりました。

ご参考

主要商品のご紹介

- ウオッチのDNAを基盤に、正確な時間とセンシングに磨きをかけ、個性あふれる製品群を創り出し、さまざまなお客様に着ける・使う喜びを提供します。
- 「省・小・精の技術」に加え、センシングとスマートを融合させたコア技術を製造領域で磨き上げ、それらの技術を広げて、あらゆる領域でロボットが人々を支える未来を実現します。
- エプソン独自のデバイス技術をコアに、水晶の「精」を極めたタイミングソリューション・センシングソリューションと、半導体の「省」を極めた省電力ソリューションにより、通信、電力、交通、製造がスマート化する社会をけん引するとともに、エプソン完成品の価値創造に貢献します。



GPSソーラーウォッチ
セイコー アストロン [SBXB085]



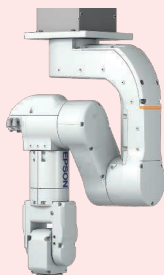
オリエントスター
スケルトン [WZ0041DX]



©Disney
EPD Wrist Wear
[Smart Canvas]



GPS ランニングギア
WristableGPS [SF-850PS]



小型6軸ロボット
[N2-A450]



力覚センサー
[S250シリーズ]



スカラロボット
[T3]



原子発振器*
[AO6860LAN]



16ビットマイコン
[S7C17M11]

※ 原子の固有周波数を基準とした発振器で、水晶を用いた発振器と比べ一般的には2桁以上高い精度が得られる。



微細合金粉末

1.2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、重点戦略分野へ経営資源を集中し、将来の事業の育成と今後の成長の実現に向けて、新製品対応のほか、合理化・維持更新などを中心に設備投資を実施しました。また、安定的な資金創出の観点から、引き続き投資の厳選と既存設備の効率的な活用などにも取り組みました。

この結果、当連結会計年度における設備投資（有形固定資産、ソフトウェアおよび借地権）については、プリンティングソリューションズ事業における、今後のインクジェットプリンターの事業領域強化・拡大に向けた生産設備投資などをはじめとして、総額753億19百万円となりました。

区分	設備投資額（百万円）	対前期比増減率（％）
プリンティングソリューションズ事業	43,930	20.0
ビジュアルコミュニケーション事業	10,201	△5.2
ウェアラブル・産業プロダクツ事業	9,189	△10.7
その他・全社	11,997	2.2
合計	75,319	8.5

1.3 資金調達の状況

当社は、社債償還資金および運転資金に充当するため、総額500億円の無担保普通社債を発行しました。

1.4 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

（1）イタリアFratelli Robustelli S.r.l.の完全子会社化について

当社連結子会社のEpson Italia S.p.A.は、2016年7月に、捺染ビジネスの強化を目的として、捺染用デジタル印刷機器の開発、製造および販売を行っているFratelli Robustelli S.r.l.の全持分を取得し、完全子会社としました。

（2）タマヤ計測システム株式会社の株式譲渡について

当社は、2017年3月に、当社連結子会社のタマヤ計測システム株式会社の全株式を株式会社共和電業に譲渡しました。

1.5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

1.6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

1.7 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況

（1）オリエント時計株式会社の事業再編について

当社は、2017年4月1日を効力発生日として、当社連結子会社のオリエント時計株式会社の時計販売事業（ただし、日本国内における販売事業などを除く）に関する権利義務を吸収分割により承継しました。なお、同社の国内販売事業については、同日付で当社連結子会社のエプソン販売株式会社が吸収分割により承継しました。

（2）エプソンイメージングデバイス株式会社との合併について

当社は、2017年2月に、当社連結子会社のエプソンイメージングデバイス株式会社を吸収合併しました。

1.8 対処すべき課題

エプソンは、2016年度から2025年度の10年間に於いて目指す姿を示した長期ビジョン「Epson 25」およびこの実現に向けた2016年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」を2016年3月に制定しました。

今後、以下の諸施策を着実に進めることにより、持続的成長および中長期的な企業価値の向上の実現に取り組んでまいります。

（1）長期ビジョン「Epson 25」

エプソンは、事業環境の変化やメガトレンドなどを踏まえ、長期ビジョン「Epson 25」（以下「Epson 25」という。）のビジョンステートメントとして、『「省・小・精の価値」で、人やモノと情報がつながる新しい時代を創造する』と決めました。

このうち、「省・小・精の価値」とは、独自の強みである「省・小・精の技術」に基づいて生み出し、エプソンがお客様にご提供する価値であり、「スマート」「環境」「パフォーマンス」に分けられます。

- ◆「スマート」は、「省・小・精の技術」で先鋭化した製品を核に、ソフトウェア技術を極め、いつでもどこでも簡単・便利で安心して製品を使える世界を創ります。
- ◆「環境」は、革新的な「省・小・精の技術」で、製品・サービスのライフサイクルにわたる環境負荷低減をお客様価値として提供し、持続的な発展をもたらします。
- ◆「パフォーマンス」は、「省・小・精の技術」を極めて、高いパフォーマンスの生産性、正確さ、創造性をお客様に提供することで、より高い、新たな価値を創造します。

「人やモノと情報がつながる」とは、今後、情報通信技術の進展により、あらゆる情報がインターネット上でつながるようになることで、サイバー空間はとど

まることなく増大していくなか、エプソンは、リアル世界で実体のある究極のものづくり企業として、「省・小・精の技術」で先鋭化した製品を求心力に、このサイバー空間におけるIT企業と協業し、人やモノと情報をつないで、お客様に「省・小・精の価値」をより高めてご提供するものです。

「新しい時代を創造する」とは、エプソンは、人々を単純作業や時間とエネルギーの浪費から解放し、お客様がクリエイティブな知の生産性を高め、健康で安心な生活を楽しんだりすることのできる、持続可能で豊かな社会を創り出していくものです。

今後、このビジョンに基づき、以下の「インクジェットイノベーション」「ビジュアルイノベーション」「ウェアラブルイノベーション」「ロボティクスイノベーション」という4つのイノベーション領域において、「スマート」「環境」「パフォーマンス」という価値をお客様に提供し、各事業領域のビジョンを実現することを通じて4つのイノベーションを起こしていきます。また、各事業を横串にする「人財」「技術」「生産」「販売」「環境」の事業基盤を情報技術の活用を含め一層強化し、Epson 25の実現を支えます。

これにより、Epson 25における2025年度の業績目標（為替レート前提：1米ドル 115円・1ユーロ 125円）として、売上収益：1兆7,000億円、事業利益：2,000億円、ROS（事業利益/売上収益）：12%、ROE（当期利益/親会社所有者帰属持分）：15%を目指してまいります。

注. 事業利益とは、国際会計基準（IFRS）の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

＜各事業領域のビジョン＞

プリンティング領域

〔インクジェットイノベーション〕

独自のマイクロピエゾ技術を磨き上げ、より高生産性領域へ飛躍します。また、高い環境性能と、循環型の印刷環境をお客様へ提供します。

ビジュアルコミュニケーション領域

〔ビジュアルイノベーション〕

独自のマイクロディスプレイ技術とプロジェクション技術を極め、ビジネスと生活のあらゆる場面で感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーション環境を創造し続けます。

ウェアラブル領域

〔ウェアラブルイノベーション〕

ウオッチのDNAを基盤に、正確な時間とセンシングに磨きをかけ、個性あふれる製品群を創り出し、さまざまなお客様に着ける・使う喜びを提供します。

ロボティクス領域

〔ロボティクスイノベーション〕

「省・小・精の技術」に加え、センシングとスマートを融合させたコア技術を製造領域で磨き上げ、それらの技術を広げて、あらゆる領域でロボットが人々を支える未来を実現します。

マイクロデバイス領域

〔4つのイノベーションを支える〕

エプソン独自のデバイス技術をコアに、水晶の「精」を極めたタイミングソリューション・センシングソリューションと、半導体の「省」を極めた省電力ソリューションにより、通信、電力、交通、製造がスマート化する社会をけん引するとともに、エプソン完成品の価値創造に貢献します。

（2）「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」

Epson 25の実現に向けた第1段階である「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」（以下「第1期中期計画」という。）では、これまで実行してきた戦略をベースに、「転換と開拓」の成果を継続させることと同時に、製品開発の仕込みや必要な投資を積極的に行い、強固な基盤を整備していきます。

このための基本方針として、前中期計画において「転換と開拓」を実現した事業領域は、その優位性をさらに強化し成長を継続するとともに、「転換と開拓」が遅れている事業領域は、すみやかに課題に対応し成長軌道を確認します。また、Epson 25において目指す「スマート、環境、パフォーマンス」のお客様価値を、製品やサービスの形に創り上げ、成長を確実なものとしします。加えて、Epson 25を実現するために、短期的な利益成長を勘案しつつも、必要な経営資源はタイムリーかつ着実に投下するとともに、新しいビジネスモデルを早期に確立し、お客様にお届けする仕組みの充実を図ります。そして、以下の各事業の取り組みや事業基盤強化などにより、将来の成長に向けた事業基盤を創り上げていきます。

これにより、第1期中期計画の最終年度である2018年度の業績目標（為替レート前提：1米ドル115円・1ユーロ125円）として、売上収益：1兆2,000億円、事業利益：960億円、ROS：8%、ROE：継続的に10%以上を目指してまいります。

＜各事業の取り組み＞

プリンター事業では、製品の魅力度向上でホーム市場での競争優位を確立するとともに、ラインヘッド搭載機種でオフィス市場開拓を軌道に乗せることを目指します。

プロフェッショナルプリンティング事業では、ハードウェアで競争優位を確立するとともに、サービスなどの組織基盤を整備し、新規領域での確かな成長を実現します。

ビジュアルコミュニケーション事業では、プロジェクター市場でのプレゼンスをさらに強化するとともに、レーザー光源により新市場での飛躍の道筋をつけることに取り組みます。

ウェアラブル機器事業では、ウオッチの事業基盤を磨き上げ、センシング技術を融合し個性豊かな製品群を創出し続け、支柱事業としての礎を築きます。

ロボティクスソリューションズ事業では、エプソンが保有する技術基盤をベースに、成長に向けた骨格となる事業基盤を創り上げます。

マイクロデバイス事業では、水晶は競争力の強化により、安定的な事業基盤を創るとともに、半導体は新たなコア技術・コアデバイスを創出します。

なお、当事業年度においては、使用済みの紙から新たな紙を生み出す「ドライファイバーテクノロジー」により、企業などの施設内での機密情報の抹消によるセキュリティ向上や、環境負荷の低減を目指した世界初（注）の乾式オフィス製紙機「PaperLab（ペーパーラボ）」を発売したほか、高速・高画質印刷・低消費電力を実現し、オフィスを革新する「高速ラインインクジェット複合機/プリンター」を発表しました。また、市場拡大が見込まれる高光束分野向けにレーザー光源搭載のプロジェクターを発売するとともに、ウェアラブル機器事業の成長加速に向けた事業再編に着手したほか、生産現場へのロボット導入のハードルをさらに下げる新製品を投入しました。

加えて、今後の成長を実現するための事業基盤づくりとして、生産ラインでの省人化・自動化および新工場の稼働や建設準備も着実に進めることができました。

注. 2016年11月時点、乾式のオフィス製紙機において世界初（エプソン調べ）

＜事業基盤強化＞

技術では、「省・小・精の技術」を磨き、アクチュエーター・光制御・センサー技術を極め、情報通信技術を取り込むことで、新たなお客様価値を創出し続けます。

生産では、他社が簡単に真似できない製品を、高い競争力のあるコストと品質で、タイムリーに提供し続けます。

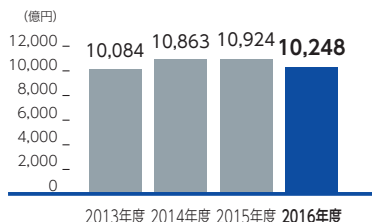
販売では、オフィス・産業領域を強化してエリアに最適な販売体制を整備し、マーケットインの考え方で企画品質を向上させ、ブランドイメージを変革します。

環境では、製品・サービスのライフサイクル、サプライチェーン全般にわたる環境負荷低減への取り組みを拡大します。

1.9 財産および損益の状況

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
売上収益 (百万円)	1,008,407	1,086,341	1,092,481	1,024,856
事業利益 (百万円)	90,087	101,275	84,951	65,807
営業利益 (百万円)	79,549	131,380	94,026	67,892
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	84,203	112,560	45,772	48,320
基本的1株当たり当期利益 (円)	235.35	314.61	127.94	136.82
資産合計 (百万円)	908,890	1,006,282	941,340	974,387
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	362,371	494,325	467,818	492,196
親会社所有者帰属持分比率 (%)	39.9	49.1	49.7	50.5

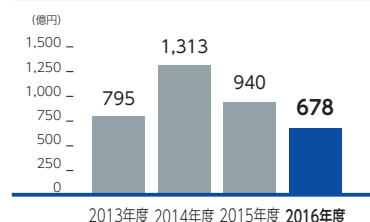
売上収益



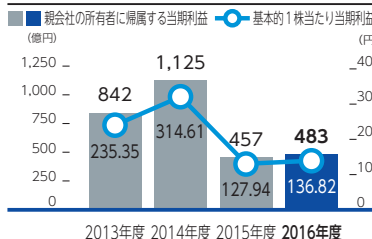
事業利益



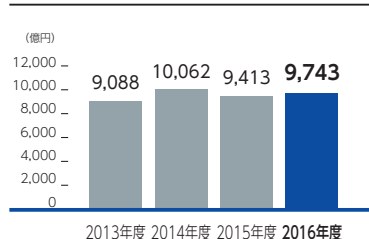
営業利益



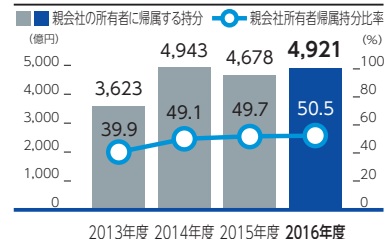
親会社の所有者に帰属する当期利益／基本的1株当たり当期利益



資産合計



親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分比率



注1. 2014年度から、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。なお、2013年度については、比較情報としてIFRSに準拠した諸数値を参考に記載しております。

注2. 事業利益とは、IFRSの適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

注3. 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。基本的1株当たり当期利益は、2013年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

注4. 基本的1株当たり当期利益の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

1.10 重要な親会社および子会社の状況（2017年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
日本	エプソン販売株式会社	東京都	百万円 4,000	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	東北エプソン株式会社	山形県	百万円 100	100.0	プリンティングソリューションズ ウェアラブル・産業プロダクツ
	エプソンダイレクト株式会社	長野県	百万円 150	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	秋田エプソン株式会社	秋田県	百万円 80	100.0	プリンティングソリューションズ ウェアラブル・産業プロダクツ
	エプソンアトミックス株式会社	青森県	百万円 450	100.0	ウェアラブル・産業プロダクツ
	オリエント時計株式会社	東京都	百万円 100	100.0	ウェアラブル・産業プロダクツ
	宮崎エプソン株式会社	宮崎県	百万円 100	100.0	ウェアラブル・産業プロダクツ
米州	U.S. Epson, Inc.	アメリカ	千米ドル 126,941	100.0	持株会社
	Epson America, Inc.	アメリカ	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Electronics America, Inc.	アメリカ	千米ドル 10,000	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson El Paso, Inc.	アメリカ	千米ドル 51,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Epson Portland Inc.	アメリカ	千米ドル 31,150	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
欧州	Epson Europe B.V.	オランダ	千ユーロ 95,000	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Deutschland GmbH	ドイツ	千ユーロ 5,200	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson France S.A.	フランス	千ユーロ 4,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Italia S.p.A.	イタリア	千ユーロ 3,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson (U.K.) Ltd.	イギリス	千英ポンド 1,600	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Iberica, S.A.	スペイン	千ユーロ 1,900	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Telford Ltd.	イギリス	千英ポンド 8,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ

	会社名	所在地	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
欧州	Epson Europe Electronics GmbH	ドイツ	千ユーロ 2,000	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ
	For.Tex S.r.l.	イタリア	千ユーロ 80	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Fratelli Robustelli S.r.l.	イタリア	千ユーロ 90	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
アジア・オセアニア	P.T. Indonesia Epson Industry	インドネシア	千米ドル 23,000	100.0	プリンティングソリューションズ
	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	中国	千米ドル 56,641	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Precision (Philippines), Inc.	フィリピン	千米ドル 157,533	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson (China) Co., Ltd.	中国	百万人民元 1,211	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 71,700	100.0	ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 200	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Hong Kong Ltd.	中国	千香港ドル 2,000	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson India Pvt. Ltd.	インド	千インドルピー 108,628	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	台湾	千台湾ドル 25,000	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 16,000	100.0	ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Precision (Shenzhen) Ltd.	中国	千米ドル 25,000	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Australia Pty. Ltd.	オーストラリア	千豪ドル 1,000	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	P.T. Epson Indonesia	インドネシア	千インドネシアルピア 918,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	中国	千米ドル 81,602	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Tianjin Epson Co., Ltd.	中国	千人民元 172,083	80.0 (80.0)	プリンティングソリューションズ
	Epson (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千タイバーツ 103,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Korea Co., Ltd.	韓国	百万韓国ウォン 1,466	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Philippines Corporation	フィリピン	千フィリピンペソ 50,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	P.T. Epson Batam	インドネシア	千米ドル 7,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 22,800	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ
	Orient Watch (Shenzhen) Ltd.	中国	千人民元 37,748	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ

注1. 出資比率の()内は、間接所有割合を内書しております。

注2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1.11 主要な営業所および工場（2017年3月31日現在）

エプソンでは、事業部制の連結マネジメントのもと、開発活動については先行研究開発や製品開発を主に当社（本社研究開発部門および事業部研究開発部門）で行い、生産活動および販売活動については、国内外の製造・販売関係会社を中心に展開しております。

<当社>

本店	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
本社	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
事業所	広丘事業所（長野県塩尻市）、豊科事業所（長野県安曇野市）、 富士見事業所（長野県諏訪郡富士見町）、諏訪南事業所（長野県諏訪郡富士見町）、 塩尻事業所（長野県塩尻市）、松本南事業所（長野県松本市）、村井事業所（長野県松本市）、 伊那事業所（長野県上伊那郡箕輪町）、松本事業所（長野県松本市）、 神林事業所（長野県松本市）、日野事業所（東京都日野市）、酒田事業所（山形県酒田市）、 千歳事業所（北海道千歳市）

<子会社>

詳細は、「1.10 重要な親会社および子会社の状況」をご参照ください。

1.12 従業員の状況（2017年3月31日現在）

区分	従業員数（名）	対前期比（名）
プリンティングソリューションズ事業	44,789	3,738
ビジュアルコミュニケーション事業	10,973	932
ウエアラブル・産業プロダクツ事業	13,092	△220
その他	337	△3
全社（共通）	3,229	368
合計	72,420	4,815

注1. 従業員数は、就業人員数です。

注2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものです。

1.13 主要な借入先（2017年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	34,391
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,578
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,224
株式会社八十二銀行	5,000

注. 借入額には、各行の海外現地法人などからの借入を一部含んでおります。

1.14 現況に関するその他の重要な事実

（1）液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について

当社は、液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑に関し、一部の競争法関係当局による調査を受けております。

（2）ベルギーにおける著作権料に関する訴訟について

当社連結子会社のEpson Europe B.V.（以下「EEB」という。）は、2010年にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBEL（以下「REPROBEL」という。）に対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、係る訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされましたが、EEBは、これを不服として上訴する方針です。

2. 会社の株式に関する事項（2017年3月31日現在）

2.1 発行可能株式総数 1,214,916,736株

2.2 発行済株式の総数 399,634,778株（自己株式47,231,657株を含む）

2.3 株主数 37,089名

2.4 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
三光起業株式会社	20,000,000	5.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,797,700	4.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,957,500	3.96
セイコーホールディングス株式会社	12,000,000	3.40
服部 靖夫	11,932,612	3.38
服部 勲	11,199,936	3.17
第一生命保険株式会社	8,736,000	2.47
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	8,153,800	2.31
セイコーエプソン従業員持株会	7,564,504	2.14
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	6,766,200	1.92

注. 当社は、自己株式47,231,657株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託が所有する当社株式（180,000株）を含んでおりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4.1 取締役の氏名等（2017年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
碓 井 稔	代表取締役社長	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 代表理事 会長
井 上 茂 樹	代表取締役 専務執行役員	ウェアラブル機器事業部長 兼 経営企画本部長
福 島 米 春	取締役 常務執行役員	ロボティクスソリューションズ事業部長 兼 第一技術開発本部長
久保田 孝 一	取締役 常務執行役員	プリンター事業部長 兼 経営企画本部副本部長（営業企画、ブランド・コミュニケーション担当）
川 名 政 幸	取締役 執行役員	人事本部長 兼 CSR推進室長 オリエント時計株式会社 代表取締役社長
瀬 木 達 明	取締役 執行役員 コンプライアンス担当役員	経営管理本部長
大 宮 英 明	社 外 取 締 役	三菱重工業株式会社 取締役会長 三菱商事株式会社 社外取締役
松 永 真 理	社 外 取 締 役	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役 テルモ株式会社 社外取締役 ロート製薬株式会社 社外取締役
濱 典 幸	取締 役 常勤監査等委員	
奈 良 道 博	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	弁護士 王子ホールディングス株式会社 社外取締役 日本特殊塗料株式会社 社外取締役 蝶理株式会社 社外取締役 監査等委員
椿 愼 美	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	公認会計士 SOMPOホールディングス株式会社 社外監査役 平和不動産株式会社 社外監査役
白 井 芳 夫	社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	日野自動車株式会社 相談役 豊田通商株式会社 顧問

- 注1. 大宮英明氏、松永真理氏、奈良道博氏、椿愼美氏および白井芳夫氏については、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
- 注2. 瀬木達明氏および松永真理氏は、2016年6月28日の定時株主総会において取締役選任され、就任しました。
- 注3. 濱典幸氏は、当社代表取締役でありましたが、2016年6月28日の定時株主総会において取締役 監査等委員に選任され、就任しました。
- 注4. 椿愼美氏および白井芳夫氏は、2016年6月28日の定時株主総会において取締役 監査等委員に選任され、就任しました。
- 注5. 奈良道博氏は、2016年6月28日の定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、同総会において取締役 監査等委員に選任され、就任しました。
- 注6. 取締役 常勤監査等委員の濱典幸氏は、当社財務経理部門において長年にわたる経験を有し、また、取締役 監査等委員の椿愼美氏は公認会計士としての専門的な知識と経験があり、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 注7. 監査等委員会による活動の実効性を確保するためには、監査等の環境の整備や重要社内会議への出席等による円滑な社内の情報収集、内部監査部門等との緊密な連携および内部統制システムの日常的監視が必要と判断し、濱典幸氏を常勤監査等委員として選定しております。
- 注8. 各社外取締役の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

注9. 2016年6月28日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの取締役の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
川 名 政 幸	人事本部長 兼 CSR推進室長 オリエント時計株式会社 代表取締役社長	人事本部長 オリエント時計株式会社 代表取締役社長	2016年10月1日

注10. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
井 上 茂 樹	ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当 兼 ウェアラブル機器事業部長 兼 経営企画本部長	ウェアラブル機器事業部長 兼 経営企画本部長	2017年4月1日
福 島 米 春	ロボティクスソリューションズ事業部長	ロボティクスソリューションズ事業部長 兼 第一技術開発本部長	2017年4月1日
久保田 孝 一	プリンティングソリューションズ事業部長	プリンター事業部長 兼 経営企画本部副本部長（営業企画、ブランド・コミュニケーション担当）	2017年4月1日
川 名 政 幸	人事本部長 兼 CSR推進室長	人事本部長 兼 CSR推進室長 オリエント時計株式会社 代表取締役社長	2017年4月1日

注11. 2017年3月31日現在の執行役員（取締役による兼務を除く）の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
羽 片 忠 明	常務執行役員	Epson Precision (Philippines), Inc. 社長
奥 村 資 紀	執行役員	第二技術開発本部長
渡 辺 潤 一	執行役員	ビジュアルプロダクツ事業部長 兼 生産企画本部長
小 池 清 文	執行役員	Epson (China) Co., Ltd. 董事長
北 松 康 和	執行役員	第二技術開発本部副本部長（生産省人化・R要素開発・生産技術センター・ものづくり塾・安全担当）
島 田 英 輝	執行役員	プリンター事業部副事業部長（生産技術・品質保証・生産管理担当）
北 村 政 幸	執行役員	マイクロデバイス事業部長
深 石 明 宏	執行役員	プロフェッショナルプリンティング事業部副事業部長（営業・生産管理担当）
村 田 すなお	執行役員	プロフェッショナルプリンティング事業部長
森 山 佳 行	執行役員	ウェアラブル機器事業部副事業部長（品質・技術・生産担当）
高 畑 俊 哉	執行役員	知的財産本部長
北 原 強	執行役員	第一技術開発本部副本部長（新技術探索担当）

氏名	地位	担当
佐 伯 直 幸	執 行 役 員	エプソン販売株式会社 代表取締役社長
下斗米 信 行	執 行 役 員	第一技術開発本部副本部長（NMコア要素開発・商品革新コア要素開発担当）
山 本 和 由	執 行 役 員	Epson Europe B.V. 社長
安 藤 宗 徳	執 行 役 員	Epson (China) Co., Ltd. 総経理
五十嵐 人 志	執 行 役 員	プリンター事業部副事業部長（企画・設計担当）
Keith Kratzberg	執 行 役 員	Epson America, Inc. 社長
大 塚 勇	執 行 役 員	エプソンアトミックス株式会社 代表取締役社長

(1) 奥村資紀氏、渡辺潤一氏、安藤宗徳氏、五十嵐人志氏、Keith Kratzberg氏および大塚勇氏は、2016年6月28日をもって執行役員に就任しました。

(2) 2016年6月28日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの執行役員の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
下斗米 信 行	第一技術開発本部副本部長（NMコア要素開発・商品革新コア要素開発担当）	第一技術開発本部副本部長（NM事業推進・デバイス開発担当）	2016年10月1日
深 石 明 宏	プロフェッショナルプリンティング事業部副事業部長（営業・生産管理担当）	プロフェッショナルプリンティング事業部副事業部長（販売・生産管理担当）	2016年11月1日

(3) 当事業年度末日後の執行役員の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
奥 村 資 紀	技術開発本部長 兼 ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント副担当（技術基盤担当）	第二技術開発本部長	2017年4月1日
渡 辺 潤 一	生産企画本部長 兼 ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント副担当（生産基盤担当）	ビジュアルプロダクツ事業部長 兼 生産企画本部長	2017年4月1日
北 松 康 和	技術開発本部副本部長（ロボティクスイノベーション領域開発・自動化技術開発、ものづくり塾・安全担当）	第二技術開発本部副本部長（生産省人化・R要素開発・生産技術センター・ものづくり塾・安全担当）	2017年4月1日
島 田 英 輝	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長（生産技術・品質保証・生産管理担当）	プリンター事業部副事業部長（生産技術・品質保証・生産管理担当）	2017年4月1日

氏名	変更後	変更前	異動年月日
深 石 明 宏	Epson (China) Co., Ltd. 総経理	プロフェッショナルプリンティング事業部副事業部長（営業・生産管理担当）	2017年4月1日
村 田 すなお	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長（IJ・LW担当）	プロフェッショナルプリンティング事業部長	2017年4月1日
森 山 佳 行	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd. 董事長総経理	ウェアラブル機器事業部副事業部長（品質・技術・生産担当）	2017年4月1日
北 原 強	技術開発本部 新技術探索テーマ担当	第一技術開発本部副本部長（新技術探索担当）	2017年4月1日
下斗米 信 行	マイクロデバイス事業部副事業部長（管理・事業戦略・開発設計担当）	第一技術開発本部副本部長（NMコア要素開発・商品革新コア要素開発担当）	2017年4月1日
安 藤 宗 徳	営業本部長	Epson (China) Co., Ltd. 総経理	2017年4月1日
五十嵐 人 志	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長（企画・設計担当）	プリンター事業部副事業部長（企画・設計担当）	2017年4月1日

注12. 当社は、監査等委員会を支援する役割を担う監査等特命役員を選任しており、2017年3月31日現在の監査等特命役員の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
重 本 太 郎	監査等特命役員	監査等委員会室長

4.2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である大宮英明氏、松永真理氏、濱典幸氏、奈良道博氏、椿愼美氏および白井芳夫氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

4.3 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分	支給人員 (名)	固定報酬	変動報酬			合計
		基本報酬	賞与	株式報酬		
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	12 (3)	287 (28)	11 (－)	97 (－)	36 (－)	433 (28)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4 (3)	61 (36)				61 (36)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	17 (9)				17 (9)
合計	20	365	11	97	36	512

- 注1. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬等の額を含めております。
- 注2. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は固定報酬と変動報酬で構成されており、そのうちの変動報酬は、それぞれの役割に応じた評価項目に基づく年間のパフォーマンス評価を実施した結果を反映させた金銭報酬を指します。
- 注3. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から役員持株会制度を導入しており、基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。
- 注4. 2016年6月28日の定時株主総会の決議により、監査等委員でない取締役の基本報酬の月額は62百万円以内（うち社外取締役分は月額10百万円以内）、監査等委員である取締役の基本報酬の月額は20百万円以内とされております。
- 注5. 上記の支給額には、2017年6月28日の定時株主総会に付議予定の取締役賞与支給議案が承認された場合の取締役賞与97百万円（社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役6名に対する支払予定額）を含めております。
- 注6. 当事業年度から、株主の皆様との利益共有意識を強化するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのコミットメントを示すことを目的として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みによる業績連動型株式報酬制度（株式報酬）を導入しております。上記の株式報酬には、日本基準により当期に費用計上した金額を記載しております。
- 注7. 上記の支給人員数には、2016年6月28日の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役4名を含めております。
- 注8. 監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
- 注9. 上記のほか、2006年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、2016年6月28日の定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役（社外監査役）1名に対して、慰労金15百万円を支払っております。
- 注10. ストックオプションは付与しておりません。

（ご参考）

◆ 役員報酬体系

当社の役員報酬体系は、次のとおり「基本報酬」、「賞与」、「株式報酬」から構成されます。なお、業務執行を担当しない役員については、業務執行より独立した立場から、経営全般の監督機能等を果たすという役割に鑑み、「基本報酬」は固定報酬のみ支給しており、また、業績および株価と連動した報酬である「賞与」および「株式報酬」は支給しておりません。

【基本報酬（固定・変動）】

役員としての責務、役位等を総合的に勘案して決定される報酬額に対して、それぞれの役割に応じた評価項目に基づく年間のパフォーマンス評価結果を反映させる毎月の金銭報酬。

【賞与（変動）】

単年度の業績目標の達成度などに応じて決定される報酬額に対して、それぞれの役割に応じた評価項目に基づく年間のパフォーマンス評価結果を反映させる年1回の金銭報酬。

【株式報酬（変動）】

当社の事業利益、ROSおよびROEなどの中長期的な業績目標の達成度などに応じて付与する株式交付ポイントに基づき、信託スキームを用いて当社株式の交付を行う株式報酬。

4.4 社外取締役の主な活動状況

(1) 社外取締役

氏名	取締役会における主な活動状況	取締役会への出席の状況 (出席率)
大 宮 英 明	経営者・技術者としての豊富な経験と高い見識に基づき、グローバルかつ重工業という別業種の企業経営に精通した経営者の観点から、経営全般にわたる課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取 締 役 会：13回中13回(100%)
松 永 真 理	新規ビジネスモデルの構築等の実績および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、ダイバーシティや社員の働く環境などの観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取 締 役 会：10回中9回(90.0%)

注：松永真理氏の取締役会への出席回数は、2016年6月28日の定時株主総会での選任以降に開催された10回について集計しております。

(2) 社外取締役 監査等委員

氏名	取締役会および監査等委員会等における主な活動状況	取締役会および 監査等委員会等への出席の状況 (出席率)
奈 良 道 博	弁護士としての高度な専門的知見および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、法律の専門家の観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取 締 役 会：13回中12回(92.3%) 監査等委員会：11回中10回(90.9%) 監 査 役 会：4 回 中 4 回(100%)
椿 愼 美	公認会計士としての高度な専門的知見および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、財務および会計の専門家の観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取 締 役 会：10回中10回(100%) 監査等委員会：11回中11回(100%)
白 井 芳 夫	経営者・技術者としての豊富な経験と高い見識に基づき、グローバルかつ自動車産業・商社という別業種の企業経営に精通した経営者の観点から、経営全般にわたる課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取 締 役 会：10回中10回(100%) 監査等委員会：11回中11回(100%)

注1：奈良道博氏の監査役会への出席回数は、監査等委員会設置会社移行前に開催された4回について集計しております。

注2：椿愼美氏および白井芳夫氏の取締役会への出席回数は、2016年6月28日の定時株主総会での選任以降に開催された10回について集計しております。

5. 会計監査人の状況

5.1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

5.2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額（百万円）
①当社が公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき会計監査人の報酬等の額	147
②当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	212

注1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と監査実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

注3. 当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、各種アドバイザー業務などの対価を支払っております。

注4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社36社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5.3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適当と判断される場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等の観点から適正な監査の遂行に支障を及ぼすと判断される場合、およびその他の場合において、解任または不再任が適当と認められるときは、監査等委員会はその決議により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出することを決定します。

5.4 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した処分内容の概要は以下のとおりです。

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（2016年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

(3) 処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の2010年3月期、2012年3月期および2013年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したこと。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

6. 内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）

6.1 内部統制システムの基本方針

当社は、2016年6月28日の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定する決議をしております。改定後の内部統制システムの基本方針の内容は次のとおりです。

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めている。内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）の基本方針を以下のとおり定め、グループ全体の内部統制システムを整備する。

（1）コンプライアンス

- ① 「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格であるコンプライアンスの基本事項を定めるコンプライアンス基本規程を制定し、組織体制等を定める。
- ② 取締役会の諮問機関として、常勤の監査等委員を委員長とし、社外取締役および監査等委員により構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の重要事項について随時および定期的に報告を受け審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申する。また、会計監査人は、オブザーバーとしてコンプライアンス委員会に出席することができる。
- ③ コンプライアンス担当役員（CCO）を選任し、コンプライアンスにおける業務執行全般を監督・監視する体制とする。また、CCOは、コンプライアンス委員会に対して、コンプライアンスにおける業務執行の状況を定期的に報告する。
- ④ コンプライアンスの推進・徹底は社長指揮のもと、グループ共通のテーマについては本社各主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業の個別のテーマについては、事業部長が担当事業に関する子会社を含めた活動を推進する体制とする。また、コンプライアンス統括部門がコンプライアンス推進全般をモニタリングおよび是正・調整することにより、コンプライアンス活動の網羅性・実効性を高める。
- ⑤ 子会社を含むグループ全体のコンプライアンス推進・徹底上の重要事項については、社長の諮問機関であり取締役等で構成する経営戦略会議において法令・社内規程・企業倫理遵守に関する活動の推進状況、重点領域の取り組み状況等について多面的に審議することにより、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- ⑥ 子会社を含め、実効性の高い内部通報制度の整備・運用に努める。従業員がコンプライアンスに反する行為を発見した時は、内部通報窓口をはじめ、その他の各種相談窓口に通報する。また、通報した者が、通報したことを理由として、不利な取り扱いを受けない体制とし、相談・通報事案は、通報者が特定されない形で当社の監査等委員会、コンプライアンス委員会および経営戦略会議に報告する。
- ⑦ 社員向けWeb研修等の各種社内教育を、子会社従業員を含めて実施することにより、リーガルマインドの浸透に努める。
- ⑧ 社長は、定期的に取締役会にコンプライアンスの執行状況に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。
- ⑨ 「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることにより関係排除に取り組む。

(2) 業務執行体制

- ① 長期ビジョンおよび中期経営計画を策定し、グループ全体の中長期的な目標を明確にする。
- ② 組織管理規程・職務権限規程・業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- ③ 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行う。
ア. 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
イ. リスク管理の対応状況
ウ. 重要な業務執行の状況

(3) リスクマネジメント

- ① 子会社を含むグループ全体のリスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定める。
- ② 子会社を含むグループ全体のリスク管理の総括責任者を社長とし、グループ共通のリスク管理については本社主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業固有のリスク管理については事業部長が担当事業に関する子会社を含めて推進する体制とする。さらにリスク管理統括部門を設置し、グループ全体のリスク管理全般をモニタリングおよび是正・調整し、リスク管理活動の実効性を確保する。
- ③ 会社に著しい影響を与え得る重要なリスクについては、経営戦略会議においてリスクの抽出・特定・制御活動等について機動的・多面的に審議することにより、リスク管理の実効性の確保に努める。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。

- ④ 社長は、定期的に取り締役にリスク管理に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。

(4) 企業集団における業務の適正性確保

- ① グループマネジメントの基本を「商品別事業部制による事業部長の世界連結責任体制と、本社主管機能のグローバル責任体制」とし、事業オペレーション機能を担う子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負い、グループ共通のコーポレート機能等については本社の各主管部門の責任者が責任を負うことにより、子会社を含めた企業集団における業務の適正化に努める。
- ② 関係会社管理規程において、子会社の業務執行の一部について親会社である当社への事前承認または報告事項を定めて義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、当社の取締役会付議事項とすることにより、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制とする。また、特定の地域においては、複数の子会社を統括する地域統括会社を定めることにより、グループ全体における業務執行の適正化・効率化に努める。
- ③ 内部監査基本規程に基づき、内部監査部門は、各事業部門および本社の各主管部門による管理・監督機能から独立したモニタリング組織として、子会社を含むグループ全体における内部統制の体制と運用状況に関する監査を実施し、その結果を監査対象先の責任者に通知し、改善を求めるとともに、社長および監査等委員会に対してその内容を適時に報告することにより、グループ全体における業務の適正化に努める。

(5) 職務の執行に関する情報の保存および管理

- ① 職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行い、全ての取締役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
- ② 情報セキュリティ基本規程に基づき子会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することにより、情報漏洩の防止に努める。

(6) 監査体制

- ① 監査等委員会は監査等委員会監査等規程に基づき、職務の遂行上必要と判断した場合は、監査等委員でない取締役、執行役員および従業員からヒアリング等を実施することができる。
- ② 監査等委員は経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席することができ、監査等委員でない取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる体制とする。また、監査等委員会に対し重要決裁書類を定期的に回付する。
- ③ 監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設置する。監査等委員会室長は監査等特命役員とするとともに、監査等委員会室に専属の従業員を配置する。また、監査等委員会室長および監査等委員会室に属する者は、監査等委員会を補助する職務に関し、監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員でない取締役からの指揮命令を受けないものとし、その人事に関する事項は、監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
- ④ 監査等委員会による監査を組織的かつ効率的なものにするため、内部監査部門等と監査等委員会との密接な連携を確保する体制とする。

- ⑤ 監査等委員会は、監査等委員会室の体制および内部監査部門等との連携体制等に関し、監査等委員会による監査の実効性を妨げる事情が認められる場合、代表取締役あるいは取締役会に対してその是正を求めることができる。
- ⑥ 監査等委員会は、内部監査部門から監査結果等について報告を受け、また必要に応じて、内部監査部門に対して具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門に対する監査等委員会と社長の指示が齟齬をきたす場合には、社長は、内部監査部門に対し、監査等委員会による指示を尊重させるものとする。
- ⑦ 監査等委員会は監査等委員会監査等規程に基づき、監査等委員でない取締役、コンプライアンス統括部門およびリスク管理統括部門等から、子会社を含めたグループ全体の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要に応じて、子会社の取締役、監査役および内部監査部門等に対し、当該子会社の管理の状況について報告を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員会は会計監査人との協議を定期的に行い、監査の実効性を高めるよう努める。
- ⑨ 監査等委員会と代表取締役との定期的な会合を持つことにより、監査等委員会が業務執行の状況を直接把握できる体制とする。
- ⑩ 監査等委員の職務執行に必要な費用は、あらかじめ適切に予算を計上する。ただし、緊急または臨時に生じる監査等委員の職務執行に必要な費用については、都度速やかに前払または償還する。

6.2 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、2016年6月28日の定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へ移行し、同日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を一部改定する決議をしました。また、その旨および内容等につきまして子会社を含むグループ全体に周知し、対応を指示しました。

当事業年度における、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

- ① コンプライアンスが業務執行において適切に執行されていることを監督するコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス活動の重要事項について審議し、その結果を取締役会へ報告および意見具申しました。具体的には、重要事項として、コンプライアンスモニタリング結果、個別のコンプライアンス事案に関する審議を行いました。また、内部通報制度についてエプソンヘルプラインによる通報状況とグループ各社における通報制度の運用状況を確認しました。
- ② 経営戦略会議を毎週1回を基本に開催し、全社重要方針・経営戦略・重要な経営テーマ等について審議を行っており、重要な経営テーマの一分野としてコンプライアンス活動およびリスク管理活動について推進状況の報告および審議を行いました。
- ③ グループのあるべき姿を示した「経営理念」は職場毎に掲示されており、グループ社員に当年度の経営計画の示達を行う方針大会では社長のリーダーシップのもと、参加者全員で経営理念の唱和による確認を行いました。また、全てのグループ社員が範とすべき行動を示す「企業行動原則」は、当社グループのホームページ等に掲載し、常時閲覧できることを徹底しております。なお、2017年1月に、より良い社会の実現に「なくてはならない会社」として中心的な役割を果たすことを明確にするため、2017年4月1日を施行日とした「経営理念」の改定を決定しました。
- ④ グループ社員のコンプライアンス意識の向上のために、10月を「コンプライアンス月間」とし、CCOおよび各事業部門・各子会社の代表者が「社員一人ひとりが高い倫理観をもち行動する」旨のメッセージを発信した他、社内報ではコンプライアンス特集を行う等の活動を実施しました。
- ⑤ コンプライアンスの意識向上と具体的な業務推進を目的として、情報セキュリティ強化月間、CS・品質月間、環境月間等を通じて、eラーニングや集合研修を実施し、グループ社員のコンプライアンス意識向上を図りました。

(2) 業務執行体制

- ① 2025年度に向かってグループが目指すべき姿を描いた長期ビジョン「Epson 25」を2016年3月に策定し、それに基づく中期経営計画および単年度の事業計画を推進しております。
- ② 取締役会を13回開催し、業績に関する事項、リスク管理の対応状況および重要な業務執行の状況について報告および審議を行いました。
- ③ 職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、組織的、効率的かつ健全な会社運営を図るべく、組織管理規程・職務権限規程・関係会社管理規程等の規程・基準を整備しております。特に、グループマネジメントの基本事項を含む重要な規程は、グループ各社で共通の運用をしております。

(3) リスクマネジメント

- ① グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクを全社重要リスクとして年度初めに特定し、その制御計画の作成および制御活動を実施しました。また、その実施状況については四半期ごとに経営戦略会議および取締役会に報告しました。

事業に重大な影響を及ぼすリスクについては、事業重要リスクとして事業毎に特定し、その制御計画の作成および制御活動を実施しました。また、その実施状況については、半期ごとに経営戦略会議および取締役会に報告しました。

- ② 重要リスク発現時の初動対応手順として「危機管理プログラム」を整備し、重要リスク発現時には危機管理プログラムにしたがって社長を委員長とする危機管理委員会を立ち上げ、初動対応を行いました。また、危機管理委員会対処事例については、四半期ごとに経営戦略会議および取締役会に報告しました。

(4) 企業集団における業務の適正性確保

- ① 子会社の業務執行について関係会社管理規程にしたがい、当社の事前承認または当社への報告がなされたことを確認しました。また、一定基準を満たす投資等については、当社取締役会にて審議のうえ、決議されております。
- ② 当社内部監査部門は、内部監査基本規程に基づいて当社事業部門、本社部門および子会社に対し34件の監査を実施するとともに、前年度に実施した監査で検出された要改善事項の改善状況を確認するフォローアップ監査を実施しました。それらの結果は当社代表取締役および監査等委員等に報告され、統制上必要とされる対応が図られております。

(5) 職務の執行に関する情報の保存および管理

職務の執行に係る情報は、文書管理規程、稟議規程、情報セキュリティ基本規程にしたがって保存および管理しており、監査等委員を含む取締役はそれらを常時閲覧することができる体制となっております。

(6) 監査体制

- ① 常勤監査等委員は、経営戦略会議および経営会議等の重要な会議に出席し職務の執行状況を確認しました。また、常勤監査等委員は重要決裁書類の回付を受けて点検しました。
- ② 監査等委員会設置会社への移行にともない、新たに監査等特命役員を室長とした監査等委員会室を設置するとともに、その専属使用人を従前の監査役室から増員配置し、監査業務等を適切に補助しております。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役との定期的な会合を行いました。
- ④ 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査進捗および監査結果報告等の協議を会計監査人と定期的に行いました。また、監査等委員および補助者は必要に応じて会計監査人の監査に同行して監査の実効性を高めるよう努めております。
- ⑤ 監査等委員会は内部監査部門の監査計画を確認するとともに、常勤監査等委員は、内部監査部門から月1回の定例報告を受けることで、企業グループの管理の状況について確認を行いました。また、常勤監査等委員および補助者は必要に応じて内部監査に同行して監査の実効性を高めるよう努めるなど、内部監査部門と監査等委員会とは密接に連携しております。
さらに、常勤監査等委員は、コンプライアンス主管部門および人事主管部門等からも四半期毎に報告を受け、管理の状況について確認を行いました。
- ⑥ 監査等委員会が職務執行に必要な費用についてはあらかじめ適切に予算計上され、当社は速やかに費用支出を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

7.1 基本方針の概要

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造にむけて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

7.2 基本方針の実現に資する取り組みの概要

（１）基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、2016年度から2025年度の10年間ににおいて目指す姿を示した長期ビジョン「Epson 25」およびこの実現に向けた2016年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」（以下「第1期中期計画」という。）を2016年3月に制定しました。

第1期中期計画では、これまで実現してきた戦略をベースに、「転換と開拓」の成果を継続させることと同時に、製品開発の仕込みや必要な投資を積極的に行い、強固な基盤を整備していきます。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

（２）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月の定時株主総会において導入し、2011年6月の定時株主総会において更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策について、2014年6月24日の定時株主総会において、旧対応策を形式的な文言の修正をしたうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後のプランを「本プラン」という。）。

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討等のため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めています。そのうえで、当該買付行為が、本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

7.3 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記の「基本方針の実現に資する特別な取り組み」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入（更新）されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入（更新）されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発

一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い者のみから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。

なお、本プランの有効期間は、2017年6月28日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）終結の時までであることから、2017年4月28日の取締役会において、本定時株主総会における承認を条件として、適正性・透明性を一層高めるための修正をしたうえで、本プランの更新を決定しました。

動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が導入（更新）から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その適正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結財政状態計算書 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
【資 産 の 部】			【負 債 の 部】		
流動資産	602,446	601,451	流動負債	351,389	325,019
現金及び現金同等物	221,782	230,498	仕入債務及びその他の債務	141,633	130,624
売上債権及びその他の債権	155,704	151,660	未払法人所得税	7,263	6,830
棚卸資産	208,512	201,608	社債、借入金及びリース債務	76,200	61,654
未収法人所得税	2,476	1,232	その他の金融負債	1,318	824
その他の金融資産	754	1,674	引当金	21,981	23,019
その他の流動資産	13,176	14,335	その他の流動負債	102,992	102,065
小計	602,406	601,010	非流動負債	128,275	145,644
売却目的で保有する非流動資産	39	441	社債、借入金及びリース債務	70,371	80,100
非流動資産	371,940	339,888	その他の金融負債	1,586	1,640
有形固定資産	275,195	244,463	退職給付に係る負債	45,281	54,845
無形資産	21,553	18,179	引当金	6,209	4,941
投資不動産	1,288	1,967	その他の非流動負債	3,521	3,114
持分法で会計処理されている投資	1,438	1,605	繰延税金負債	1,304	1,001
退職給付に係る資産	0	—	負債合計	479,664	470,663
その他の金融資産	20,544	21,962	【資 本 の 部】		
その他の非流動資産	5,486	5,122	親会社の所有者に帰属する持分	492,196	467,818
繰延税金資産	46,433	46,587	資本金	53,204	53,204
資産合計	974,387	941,340	資本剰余金	84,321	84,321
			自己株式	△30,812	△20,471
			その他の資本の構成要素	53,176	57,989
			利益剰余金	332,306	292,775
			非支配持分	2,526	2,858
			資本合計	494,722	470,676
			負債及び資本合計	974,387	941,340

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上収益	1,024,856	1,092,481
売上原価	△658,882	△694,821
売上総利益	365,974	397,660
販売費及び一般管理費	△300,167	△312,708
その他の営業収益	5,421	14,807
その他の営業費用	△3,335	△5,732
営業利益	67,892	94,026
金融収益	1,383	1,652
金融費用	△1,858	△4,252
持分法による投資利益	53	104
税引前利益	67,470	91,530
法人所得税費用	△18,461	△45,421
継続事業からの当期利益	49,009	46,109
非継続事業からの当期損失	△582	△42
当期利益	48,426	46,067
親会社の所有者に帰属する当期利益	48,320	45,772
非支配持分に帰属する当期利益	106	294
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目	13,005	△24,771
確定給付制度の再測定	10,785	△22,161
資本性金融商品の公正価値の純変動	2,219	△2,610
純損益に振り替えられる可能性のある項目	△5,450	△22,765
在外営業活動体の換算差額	△5,477	△21,309
キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分	47	△1,215
持分法適用会社に対する持分相当額	△20	△240
税引後その他の包括利益合計	7,555	△47,536
当期包括利益合計	55,982	△1,469
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	56,028	△1,456
非支配持分に帰属する当期包括利益	△46	△12

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				確定給付制度 の再測定	資本性金融 商品の公正価値 の純変動	在外営業 活動体の 換算差額
2016年4月1日 残高	53,204	84,321	△20,471	—	4,533	53,616
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	10,790	2,221	△5,351
当期包括利益合計	—	—	—	10,790	2,221	△5,351
自己株式の取得	—	—	△10,340	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	12	—	—	—	—
子会社の取得	—	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	△12	—	—	△10	0
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	—	—	△10,790	△1,720	—
所有者との取引額等合計	—	0	△10,340	△10,790	△1,730	0
2017年3月31日 残高	53,204	84,321	△30,812	—	5,024	48,265

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分	合計				
2016年4月1日 残高	△160	57,989	292,775	467,818	2,858	470,676
当期利益	—	—	48,320	48,320	106	48,426
その他の包括利益	47	7,707	—	7,707	△152	7,555
当期包括利益合計	47	7,707	48,320	56,028	△46	55,982
自己株式の取得	—	—	—	△10,340	—	△10,340
配当金	—	—	△21,299	△21,299	△237	△21,537
株式報酬取引	—	—	—	12	—	12
子会社の取得	—	—	—	—	26	26
支配継続子会社に対する持分変動	—	△9	—	△21	△75	△97
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	△12,510	12,510	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	△12,520	△8,789	△31,650	△285	△31,936
2017年3月31日 残高	△112	53,176	332,306	492,196	2,526	494,722

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) (単位: 百万円)

科 目	金 額	前期金額	科 目	金 額	前期金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
当期利益	48,426	46,067	投資有価証券の売却による収入	3,103	51
減価償却費及び償却費	43,679	45,923	有形固定資産の取得による支出	△70,637	△59,614
減損損失及び減損損失戻入益 (△は益)	239	△2,210	有形固定資産の売却による収入	746	582
金融収益及び金融費用 (△は益)	475	2,600	無形資産の取得による支出	△6,899	△6,538
持分法による投資損益 (△は益)	△53	△104	無形資産の売却による収入	24	31
固定資産除売却損益 (△は益)	96	△6,886	投資不動産の売却による収入	1,088	13,969
法人所得税費用	18,461	45,421	子会社の取得による支出	△2,743	△500
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,691	10,661	その他	△441	460
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△10,729	6,610	投資活動によるキャッシュ・フロー	△75,759	△51,558
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,892	△8,915	財務活動によるキャッシュ・フロー		
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	156	1,514	短期借入金の純増減額 (△は減少)	△14,374	△1,819
その他	8,399	△3,215	長期借入れによる収入	500	—
小計	116,352	137,468	長期借入金の返済による支出	△500	△86
利息及び配当金の受取額	1,414	1,664	社債の発行による収入	49,759	—
利息の支払額	△981	△1,218	社債の償還による支出	△30,000	△40,000
訴訟関連損失の支払額	—	△4,144	リース債務の返済による支出	△101	△103
法人所得税の支払額	△19,910	△20,715	配当金の支払額	△21,299	△25,044
営業活動によるキャッシュ・フロー	96,873	113,054	非支配持分への配当金の支払額	△236	△111
			非支配持分からの子会社持分取得による支出	△97	—
			自己株式の取得による支出	△10,340	△6
			財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,691	△67,171
			現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	△3,139	△9,155
			現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,716	△14,832
			現金及び現金同等物の期首残高	230,498	245,330
			現金及び現金同等物の期末残高	221,782	230,498

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
【資 産 の 部】			【負 債 の 部】		
流動資産	359,215	353,561	流動負債	230,588	193,633
現金及び預金	9,156	10,674	支払手形	6,818	6,273
受取手形	191	128	買掛金	102,690	86,742
売掛金	136,818	121,729	1年内償還予定の社債	10,000	30,000
有価証券	116,500	128,000	1年内返済予定の長期借入金	50,000	500
商品及び製品	4,036	4,639	リース債務	3	11
仕掛品	14,437	12,272	未払金	34,015	37,051
原材料及び貯蔵品	22,271	20,859	未払費用	7,068	6,846
繰延税金資産	13,487	12,595	未払法人税等	162	2,505
短期貸付金	7,835	33,201	預り金	4,743	5,027
未収入金	28,804	23,945	賞与引当金	11,904	14,642
その他	5,678	6,684	役員賞与引当金	97	94
貸倒引当金	△4	△21,168	製品保証引当金	1,323	2,022
固定資産	328,672	304,728	資産除去債務	—	98
(有形固定資産)	(148,862)	(131,056)	その他	1,760	1,816
建物	50,551	47,382	固定負債	103,083	110,642
構築物	2,341	2,447	社債	70,000	30,000
機械及び装置	45,384	39,516	長期借入金	500	50,000
車両運搬具	84	64	リース債務	2	2
工具、器具及び備品	7,964	7,546	退職給付引当金	29,589	27,419
土地	33,860	33,126	製品保証引当金	9	135
建設仮勘定	8,670	961	資産除去債務	2,027	1,535
その他	5	11	その他	953	1,549
(無形固定資産)	(9,120)	(9,868)	負債合計	333,671	304,275
ソフトウェア	7,335	7,373	【純 資 産 の 部】		
その他	1,784	2,494	株主資本	349,288	349,169
(投資その他の資産)	(170,689)	(163,803)	資本金	53,204	53,204
投資有価証券	12,278	12,894	資本剰余金	84,321	84,321
関係会社株式	125,548	127,560	資本準備金	84,321	84,321
長期前払費用	1,756	861	利益剰余金	242,535	232,115
繰延税金資産	29,672	20,253	利益準備金	3,132	3,132
その他	1,457	2,256	その他利益剰余金	239,402	228,982
貸倒引当金	△23	△23	繰越利益剰余金	239,402	228,982
資産合計	687,887	658,290	自己株式	△30,772	△20,471
			評価・換算差額等	4,928	4,845
			その他有価証券評価差額金	5,027	4,992
			繰延ヘッジ損益	△99	△147
			純資産合計	354,216	354,015
			負債純資産合計	687,887	658,290

注：記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上高	737,916	786,981
売上原価	670,734	696,740
売上総利益	67,181	90,241
販売費及び一般管理費	58,512	58,360
営業利益	8,668	31,880
営業外収益	20,853	24,136
受取利息及び配当金	17,336	21,289
為替差益	554	777
その他	2,962	2,069
営業外費用	4,138	3,404
支払利息	565	802
その他	3,572	2,601
経常利益	25,384	52,612
特別利益	13,080	12,178
固定資産売却益	161	11,506
抱合せ株式消滅差益	9,837	—
投資有価証券売却益	2,237	21
その他	842	650
特別損失	7,996	2,141
固定資産売却損	16	9
固定資産除却損	302	297
減損損失	202	1,236
関係会社債権放棄損	5,008	—
関係会社株式評価損	1,877	—
その他	589	597
税引前当期純利益	30,468	62,648
法人税、住民税及び事業税	1,141	9,534
法人税等調整額	△2,399	7,078
法人税等合計	△1,257	16,613
当期純利益	31,725	46,035

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2016年4月1日 残高	53,204	84,321	3,132	228,982	232,115	△20,471	349,169
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△21,305	△21,305	—	△21,305
当期純利益	—	—	—	31,725	31,725	—	31,725
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△10,301	△10,301
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	10,420	10,420	△10,301	118
2017年3月31日 残高	53,204	84,321	3,132	239,402	242,535	△30,772	349,288

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2016年4月1日 残高	4,992	△147	4,845	354,015
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△21,305
当期純利益	—	—	—	31,725
自己株式の取得	—	—	—	△10,301
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	34	47	82	82
事業年度中の変動額合計	34	47	82	201
2017年3月31日 残高	5,027	△99	4,928	354,216

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年4月28日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 元 清 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐久間 佳 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 浦 義 知 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年4月28日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 佳 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 義 知 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月16日

セイコーエプソン株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 濱 典 幸 ㊞
監査等委員 奈良 道 博 ㊞
監査等委員 椿 慎 美 ㊞
監査等委員 白 井 芳 夫 ㊞

(注) 監査等委員 奈良道博、椿慎美及び白井芳夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主各位

第75回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

セイコーエプソン株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社および当社の関係会社（以下「エプソン」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

85社

主要な連結子会社は次のとおりであります。

エプソン販売株式会社

エプソンダイレクト株式会社

オリエント時計株式会社

宮崎エプソン株式会社

東北エプソン株式会社

秋田エプソン株式会社

エプソンアトミックス株式会社

U.S. Epson, Inc.

Epson America, Inc.

Epson Electronics America, Inc.

Epson Portland Inc.

Epson El Paso, Inc.

Epson Europe B.V.

Epson (U.K.) Ltd.

Epson Deutschland GmbH

Epson Europe Electronics GmbH

Epson France S.A.

Epson Italia S.p.A.

For.Tex S.r.l.

Epson Iberica, S.A.

Epson Telford Ltd.

Fratelli Robustelli S.r.l.

Epson (China) Co., Ltd.

Epson Korea Co., Ltd.

Epson Hong Kong Ltd.

Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.

Epson Singapore Pte. Ltd.

P.T. Epson Indonesia

Epson (Thailand) Co., Ltd.

Epson Philippines Corporation

Epson Australia Pty. Ltd.

Epson India Pvt. Ltd.

Tianjin Epson Co., Ltd.

Epson Precision (Hong Kong) Ltd.

Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.

Epson Precision (Shenzhen) Ltd.

Orient Watch (Shenzhen) Ltd.

Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.

P.T. Epson Batam

P.T. Indonesia Epson Industry

Epson Precision (Philippines), Inc.

Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.

Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.

(連結子会社の変動理由)

(増加 2 社)

株式の新規取得によるもの 1 社

Fratelli Robustelli S.r.l.

株式の追加取得にともなう持分法適用関連会社からの移行によるもの 1 社

TekCare corporation

(減少 3 社)

合併によるもの 2 社

エプソンイメージングデバイス株式会社

epMall Co., Ltd.

株式の売却によるもの 1 社

タマヤ計測システム株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社は次の2社であります。

エプソン日新トラベルソリューションズ株式会社
Shanghai Sanhuan Magnetics Co., Ltd.

(持分法適用関連会社の変動理由)

(減少1社)

株式の追加取得にともなう連結子会社への移行によるもの1社
TekCare corporation

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部の在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識および測定

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産へ分類しております。

(a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

(b) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定する金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する売買目的で保有する資本性金融商品を除き、資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初認識しております。

金融資産のうち営業債権およびその他の債権は、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益累計額に累積された評価損益を利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については各連結会計年度の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転する取引において、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に認識を中止しております。

(iv) 減損

償却原価で測定する金融資産については、各連結会計年度末に減損の客観的証拠の有無を検討しております。減損の客観的証拠には、債務者または債務者グループの重大な財政状態の悪化、元利の支払に対する債務不履行や延滞、債務者の破産等を含んでおります。

減損の客観的な証拠の有無は、個別に重要な場合は個別評価、個別に重要でない場合は集学的評価により検討しております。

減損の客観的な証拠がある場合、減損損失の金額は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定する金融資産の帳簿価額は引当金を通じて減額し、減損損失を純損益として認識しております。減損認識後に生じた事象により、減損損失が減少する場合は、減損損失の減少額を引当金を通じて純損益に戻入れております。

② デリバティブ

エプソンは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの利得または損失は、連結包括利益計算書において純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび在外営業活動体の純投資ヘッジの有効な部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(2) 資産の減価償却または償却の方法

① 有形固定資産

土地等の減価償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物：10～35年
- ・機械装置及び運搬具：2～12年

なお、見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識することとしています。

② 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却を行っております。耐用年数を確定できる無形資産の主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

・ソフトウェア：3～10年

なお、見積耐用年数および償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識することとしています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産については、償却を行っておりません。

③ リース資産

リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

④ 投資不動産

投資不動産は、土地等の減価償却を行わない資産を除き、見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。減価償却を行う投資不動産のうち主要な投資不動産の見積耐用年数は35年であります。

(3) 引当金の計上基準

エプソンは、過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高くかつ当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、債務を決済するために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。

(4) 退職後給付に係る会計処理の方法

エプソンは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を有しております。エプソンは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎連結会計年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の純額を資産上限額に制限することによる影響の調整を含む）を控除して算定しております。確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、純損益として認識しております。

確定給付負債（資産）の純額の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、制度改訂または縮小が発生した時あるいは関連するリストラクチャリング費用または解雇給付を認識した時のいずれか早い期において、純損益として認識しております。

確定拠出制度に支払うべき掛金は、純損益として認識しております。

(5) 外貨換算の方法

エプソンの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場またはそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産および負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算および決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体（海外子会社等）に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産および負債は連結会計年度末日の直物為替相場により、収益および費用は取引日の直物為替相場またはそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、その他の包括利益として認識していた当該在外営業活動体に関連する累積換算差額を、処分した期の純損益として認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

エプソンは、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係ならびにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略を公式に指定し、文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法等を含んでおります。これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、指定した財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

エプソンは、ヘッジ会計の要件を満たすヘッジ関係を以下の様に分類し、会計処理しております。

① 公正価値ヘッジ

デリバティブの利得または損失は、連結包括利益計算書において純損益として認識しております。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、連結包括利益計算書において純損益として認識しております。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効な部分は、その他の包括利益として認識し、非有効部分は純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えております。

予定取引または確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、または他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了または行使された場合、もしくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識されていた金額は、予定取引または確定約定が発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に計上しております。

③ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、有効な部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は連結包括利益計算書において純損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

(7) のれんに係る会計処理の方法

企業結合により取得したのれんは、取得日時点で認識し、減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域および事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年および減損の兆候がある場合にはその時点で減損テストを実施しております。のれんについて認識した減損損失は、連結包括利益計算書において純損益として認識し、以降の期間において戻入れを行っておりません。

表示方法の変更に関する注記

当連結会計年度より、連結計算書類上の一部の項目の表示について、以下のとおり変更しております。この変更は、連結計算書類の利用者にとって、より明瞭でわかりやすい表示にするために行うものであります。

連結財政状態計算書における金融負債の表示方法の変更

変更前	変更後
その他の金融負債	社債、借入金及びリース債務
	その他の金融負債

連結包括利益計算書における「その他の包括利益」の内訳項目の表示方法の変更

変更前	変更後
確定給付制度の負債（資産）の純額の再測定	確定給付制度の再測定
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	資本性金融商品の公正価値の純変動
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動の有効部分	キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分

連結持分変動計算書における「その他の資本の構成要素」の内訳項目の表示方法の変更

変更前	変更後
確定給付制度の負債（資産）の純額の再測定	確定給付制度の再測定
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	資本性金融商品の公正価値の純変動
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動の有効部分	キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
売上債権及びその他の債権	1,427百万円
その他の金融資産（流動資産）	0百万円
その他の金融資産（非流動資産）	57百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額	875,207百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数	
普通株式	399,634,778株

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2016年6月28日 定時株主総会	普通株式	10,733百万円	30円	2016年3月31日	2016年6月29日
2016年10月27日 取締役会	普通株式	10,572百万円	30円	2016年9月30日	2016年11月30日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、付議します。

決 議 予 定	株式の 種 類	配当金の総額	配当の 原 資	1株 当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	10,572百万円	利益剰余金	30円	2017年3月31日	2017年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

エプソンは、資金運用については資金の保全を前提とした上で、安全性および流動性を考慮し、資金効率を最も高められる運用手段を適宜選択しております。また資金調達については、現在、銀行借入および社債等によっております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

エプソンは、財務の健全性・柔軟性および資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の健全性・柔軟性については、格付け、資本収益性についてROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

(2) リスク管理に関する事項

エプソンは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避または低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務経理部は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の経営会議に報告しております。

また、エプソンの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(3) 信用リスク

エプソンの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、主に、余資運用のため保有している債券等および政策的な目的のため保有している株式等は、発行体の信用リスクに晒されております。

さらに、エプソンが為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

エプソンは、債権管理規程に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、与信限度額または取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務経理部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。なお、単独の顧客に対して、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

エプソンは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、資金管理規程に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務経理部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

(4) 流動性リスク

エプソンは、借入金、社債等により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

エプソンは、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務経理部は、定期的に、手許流動性および有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の経営会議に報告しております。エプソンは、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、手許流動性を適正に維持し、さらに外部金融環境等も勘案したうえで、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク

エプソンは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

- ① エプソンの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引および、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、エプソンの各機能通貨建ての損益およびキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク
- ② エプソンの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、エプソンの資本が為替変動の影響を受けるリスク
- ③ エプソンの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、エプソンの損益が為替変動の影響を受けるリスク

①のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点または債権債務確定時点において、デリバティブまたは外貨建有利子負債を利用したヘッジを行っております。原則として外貨建て営業債権債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用してヘッジしております。②および③のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

エプソンは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、為替管理規程に基づき、為替相場の現状および見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の為替管理委員会の管理監督の下で上記ヘッジを実行し、当社財務経理部は、定期的にその実績を当社の経営会議に報告しております。

(6) 金利リスク

エプソンの金利リスクは、現金同等物等および有利子負債から生じます。借入金および社債のうち、変動金利によるものは、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動の影響を受ける可能性があります。固定金利によるものは、市場金利の変動による公正価値の変動の影響を受ける可能性があります。

エプソンは、市場金利の変動に対応して、金利スワップ取引の利用や、資金調達の変動金利・固定金利の適切な割合調整を行うことで、金利リスクを抑制しております。なお、金利スワップ取引等につきましては、資金管理規程に基づき、財務担当役員による承認を受けたうえで、実行しております。

(7) 市場価格の変動リスク

エプソンは、投資有価証券については、有価証券管理運用規程に基づき、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

エプソンは、短期売買目的で保有する資本性金融商品はなく、政策投資目的で保有しているため、活発に売却することはしていません。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

(1) 公正価値の算定方法

金融資産および金融負債の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(デリバティブ)

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(株式および債券)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値は、入手可能なデータ等を勘案し、類似企業の直近取引価格および将来キャッシュ・フローを割引く方法等の評価方法により見積っております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、固定金利によるものは、当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(社債)

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(リース債務)

ファイナンス・リースは、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(その他)

上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

エプソンにおいては、上記レベルを更にクラスに細分化して表示する必要があるような測定の不確実性と主観性の程度が大きい金融商品はありません。

エプソンは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、連結会計年度の末日に発生したものとして認識しております。

① 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキー別分類は、以下のとおりであります。なお、以下の表に表示されていない償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は近似しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融負債					
借入金（注）	66,618	—	66,674	—	66,674
社債（注）	79,738	—	79,838	—	79,838
合計	146,356	—	146,512	—	146,512

（注）1年以内返済および償還予定の残高を含んでおります。

当連結会計年度においてレベル1とレベル2の間の振替が行われた金融商品はありません。

② 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキー別分類は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	449	—	449
株式	13,310	—	2,498	15,809
合計	13,310	449	2,498	16,258
公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	1,112	—	1,112
合計	—	1,112	—	1,112

当連結会計年度においてレベル 1 とレベル 2 の間の振替が行われた金融商品はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり親会社所有者帰属持分 1,397.40円

2. 基本的 1 株当たり当期利益 136.82円

注. 1 株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数および期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当連結会計年度において信託が所有する期末自己株式数は180,000株、期中平均株式数は115,888株であります。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式

…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

…当事業年度末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～35年
----	--------

機械及び装置	5～12年
--------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟関連費用の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、当事業年度末において必要と認めた合理的な発生見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付にそなえ、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）
…入出金外貨額

(3) ヘッジ方針

通貨関連については、ネットティング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

投資有価証券売却益の表示方法は、従来、損益計算書上、特別利益のその他（前事業年度21百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、投資有価証券売却益として表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	604,165百万円
2. 保証債務	
関係会社の銀行借入金等に対して次のとおり保証を行っております。	
Epson Precision (Philippines), Inc.	4,268百万円
P. T. Epson Batam	4,257百万円
P. T. Indonesia Epson Industry	2,723百万円
Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.	1,996百万円
Epson Precision (Thailand) Ltd.	1,867百万円
その他（12社）	757百万円
合計	15,870百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	155,696百万円
長期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	93,397百万円
長期金銭債務	827百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	665,709百万円
仕入高	384,304百万円
その他の営業取引	30,546百万円
営業取引以外の取引	44,930百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の総数
自己株式

47,411,657株

注. 自己株式の総数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式180,000株が含まれております

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	27,935百万円
固定資産（減損および償却超過）	16,696百万円
退職給付引当金	9,022百万円
株式評価減	5,526百万円
賞与引当金	3,659百万円
たな卸資産評価減	3,185百万円
製品保証引当金	399百万円
一括償却資産	260百万円
その他	4,191百万円
繰延税金資産小計	70,877百万円
評価性引当額	△25,870百万円
繰延税金資産合計	45,007百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,436百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△410百万円
繰延税金負債合計	△1,847百万円
繰延税金資産の純額	43,159百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
エプソン販売 株式会社	所有 直接100%	当 社 製 品 の 販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	117,444	売掛金	19,700
			必要資金の貸付 (注2)	(注3)	短期貸付金	2,373
Epson America, Inc.	所有 間接100%	米 州 地 域 統 括会社 当 社 製 品 の 販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	183,141	売掛金	39,159
Epson Europe B.V.	所有 直接100%	欧 州 地 域 統 括会社 当 社 製 品 の 販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	142,739	売掛金	25,343
P.T. Indonesia Epson Industry	所有 直接100%	当 社 製 品 の 製造委託 役員の兼任	製品の購入 (注4)	107,129	買掛金	21,113
					未収入金	3,708
Epson Precision (Philippines), Inc.	所有 直接100%	当 社 製 品 の 製造委託	製品の購入 (注4)	100,551	買掛金	20,964
					未収入金	2,000
エプソンイメージン グデバイス株式会社	—	—	債権放棄 (注5)	25,250	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

注1．販売価格は、市場価格から適切な販売会社のマージンを控除し、決定しております。

注2．必要資金の貸付および余剰資金の預りは、グループ内の資金貸借制度を制定し、制定したルールのもとで実施しております。

注3．必要資金の貸付および余剰資金の預りは、資金貸借制度のもとで日々資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。

注4．購入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

注5．当社は、2017年2月1日付で、エプソンイメージングデバイス株式会社（以下「EID」という。）を吸収合併しており、本合併に先立ち当社がEIDに対して有する債権のうち、貸付金の全額を債権放棄したものであります。なお、債権放棄額25,250百万円に対し、貸倒引当金21,161百万円を充当しており、その結果、当事業年度に係会社債権放棄損4,088百万円を計上しております。

注6．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1． 1株当たり純資産額 1,005.66円

2． 1株当たり当期純利益 89.83円

注． 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数および期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数は180,000株、期中平均株式数は115,888株であります。

重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引

当社は、2017年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるオリエント時計株式会社（以下「オリエント時計」という。）の一部事業を、吸収分割により当社に承継いたしました。

（１）取引の概要

① 対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称 ウエアラブル機器事業

事業の内容 時計販売事業（日本国内における販売事業などを除く）

② 企業結合日

2017年4月1日

③ 企業結合の法的形式

オリエント時計を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

セイコーエプソン株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける経営資源配分の最適化によるさらなる事業基盤の強化などを目的として、オリエント時計の時計販売事業（ただし、日本国内における販売事業などを除く）を当社に継承することとしました。

（２）実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

なお、これにより特別利益として抱合せ株式消滅差益を1,070百万円計上する予定です。

その他の注記

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用について

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 企業結合等関係

共通支配下の取引

当社は、2017年2月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるエプソンイメージングデバイス株式会社（以下「EID」という。）を吸収合併いたしました。

（1）取引の概要

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合当事企業の名称 エプソンイメージングデバイス株式会社

事業の内容 不動産管理

② 企業結合日

2017年2月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、EIDは解散いたしました。

④ 結合後企業の名称

セイコーエプソン株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

EIDは、2004年10月に中・小型液晶ディスプレイ事業の合併会社として設立後、2006年12月には当社100%子会社となり、独自技術を生かした事業展開を行ってまいりました。しかしながら、競争激化を背景に事業環境が急激に悪化するなか、当社グループとして事業ポートフォリオの転換を図るとともに、中・小型液晶ディスプレイ事業の構造改革にも取り組み、2011年には事業譲渡により実質的に同事業を終結しました。

このような状況のもと、今般、当社グループとしてより効率的な連結オペレーションを進める観点から、EIDを当社に吸収合併することとしました。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

なお、これにより特別利益として抱合せ株式消滅差益を9,837百万円計上しております。